

各 公 私 立 大 学 長
各 公 私 立 高 等 専 門 学 校 長
大学を設置する各地方公共団体の長
各 公 立 大 学 法 人 の 理 事 長
大学を設置する各学校法人の理事長 殿
大学を設置する各学校設置会社の代表取締役
放 送 大 学 学 園 理 事 長
高等専門学校を設置する各地方公共団体の教育委員会教育長
高等専門学校を設置する各学校法人の理事長

文部科学省高等教育局長
徳 永 保

私立大学等の学長決定及び公私立大学等の学則変更等の届出等について（通知）

標記のことについては、学校教育法第10条，同法施行令第26条第1項，第27条，同法施行規則第2条，並びに第19条に基づき，文部科学大臣へ届け出ることとされていますが，平成22年度以降は，下記のとおり取り扱うこととしましたので事務処理上遺漏のないようお取り計らい願います。

なお，本通知に伴い，「私立大学等の学長決定及び公私立大学等の学則変更等の届出等について（20文科高第8014号，平成21年3月19日付高等教育局長通知）」は，平成22年3月31日付けで廃止します。

記

- 1 私立（構造改革特別区域法第12条に基づき学校教育法第2条の特例として学校設置会社により設置される場合を含む。以下同じ。）の大学（短期大学を除く。以下同じ。），短期大学及び高等専門学校（以下「大学等」という。）の学長（高等専門学校にあっては校長。以下同じ。）の決定（再任の場合を含む。）の届出
 - ① 提出書類
 - ア 届出書（別紙様式1）
 - イ 新学長の履歴書
 - ② 提出時期 学長を決定した時。
 - ③ 提出部数 1部
 - ④ 提出先
 - ア 大学
高等教育企画課大学設置室
 - イ 短期大学
大学振興課短期大学係
 - ウ 高等専門学校
専門教育課高等専門学校係

2 公私立大学等の目的（公立を除く。）、名称、位置の変更（単なる住居表示の変更のみに係るものを除く。）の届出

① 届出の種類

ア 私立大学等の目的の変更

イ 公私立大学等の名称の変更（大学の学部、学部の学科、大学院、大学院の研究科若しくは研究科の専攻、短期大学の学科又は高等専門学校の学科の名称の変更を含む。）

ウ 公私立大学等の位置の変更（二以上の校地において教育を行う場合にあっては、学長室若しくは校長室が設置され、又は表簿が備え付けられている等、当該大学等の管理に関して主たる機能を有する校地が移転する場合を「位置の変更」という。）

② 提出書類

ア 上記①の届出のうちア及びイ

(1) 届出書（別紙様式2）

(2) 変更の事由及び時期を記載した書類（様式任意）

(3) 学則及び変更部分の新旧の比較対照表（様式任意）

イ 上記①の届出のうちウ

(1) 届出書（別紙様式2）

(2) 変更の事由及び時期等を記載した書類（別紙様式3）

(3) 校地校舎等の図面（①最寄りの駅からの距離並びに当該大学等の学生が通常使用する当該最寄りの駅からの交通手段及び時間等を示した図面、②校舎及び運動場等の配置図、③校舎の平面図）

③ 提出時期

変更しようとする年度の前年度の4月1日から12月31日まで。ただし、特別の事情によりこれを過ぎる場合は、変更しようとする時。

④ 提出部数 1部

⑤ 提出先

ア 公立大学

上記①のイ 高等教育企画課大学設置室

上記①のウ 大学振興課公立大学係

イ 私立大学

高等教育企画課大学設置室

ウ 短期大学

大学振興課短期大学係

エ 高等専門学校

専門教育課高等専門学校係

3 私立の大学の学部、大学院の研究科、短期大学の学科その他の組織の位置を、我が国から外国に、外国から我が国に、又は一の外国から他の外国に変更するときの届出

① 提出書類

(1) 届出書（別紙様式2）

(2) 変更の事由及び時期等を記載した書類（別紙様式3）

(3) 学則及び変更部分の新旧の比較対照表（様式任意）

(4) 校地校舎等の図面（①当該組織が設置される国及び行政区画等の位置を示した図面、②校舎及び運動場等の配置図、③校舎の平面図（当該届出に係る学部等が使用する部分を明確に示したもの））

② 提出時期

変更しようとする年度の前年度の4月1日から12月31日まで。ただし、特別の

事情によりこれを過ぎる場合は、変更しようとする時。

- ③ 提出部数 1部
- ④ 提出先
 - ア 大学
高等教育企画課大学設置室
 - イ 短期大学
大学振興課短期大学係

4 私立の大学、短期大学又は高等専門学校の校地、校舎その他直接教育の用に供する土地及び建物に関する権利（土地の賃借権等及び建物の賃貸借の契約に係るものを含む。）を取得し、若しくは処分しようとするとき、又は用途の変更、改築等によりこれらの土地及び建物の現状に重要な変更（以下「校地・校舎等の変更等」という。）を加えようとするときの届出

- ① 提出書類
 - (1) 届出書（別紙様式2）
 - (2) 校地・校舎等の変更等の事由及び時期等を記載した書類（別紙様式4）
 - (3) 校地校舎等の図面（①最寄り駅からの距離並びに当該大学等の学生が通常使用する当該最寄り駅からの交通手段及び時間等を示した図面，②校舎及び運動場等の配置図，③校舎の平面図（当該届出に係る学部等が使用する部分を明確に示したもの））
- ② 提出時期
変更しようとする年度の前年度の4月1日から12月31日まで。ただし、特別の事情によりこれを過ぎる場合は、変更しようとする時。
- ③ 提出部数 1部
- ④ 提出先
 - ア 大学
高等教育企画課大学設置室
 - イ 短期大学
大学振興課短期大学係
 - ウ 高等専門学校
専門教育課高等専門学校係

※本件は、変更後の校地・校舎等が、大学設置基準等の各種基準に適合しているか否かを確認するための手続きであり、従来より、高等教育局私学部参事官室に届け出ることとされていた「校地・校舎の変更の届出」とは別のものとなりますので、ご注意ください（引き続き、高等教育局私学部参事官室に、別途、届け出る必要があります）。

※この通知における「校地・校舎等の変更等」とは、校舎面積の変更を伴う建物に関する権利の取得、処分若しくは用途の変更又は校地面積の変更を伴う土地に関する権利の取得、処分若しくは用途の変更その他これらに準ずる変更を指します。

5 公私立大学等の学則（学校教育法施行規則第4条第1項各号に掲げるもの）の変更の届出

- ① 届出の書類
（組織の設置に係るもの）
 - ア 公立大学の学部の学科の設置に伴うもの

イ 公私立短期大学の学科の専攻課程の設置に伴うもの（私立短期大学の学科の収容定員の変更を伴うものを除く。）

ウ 公私立大学等の専攻科及び公私立の大学又は短期大学の別科の設置に伴うもの

（収容定員の変更に係るもの）

エ 公立大学の学部の学科又は公立短期大学の学科，公立高等専門学校の学科の収容定員の変更に伴うもの

オ 公私立大学の大学院の研究科の専攻の収容定員の変更に伴うもの

（組織の廃止に係るもの）

カ 公私立大学の学部の学科，大学院の研究科の専攻，短期大学の学科の専攻課程，高等専門学校の学科，専攻科，別科並びに大学又は短期大学の通信教育の廃止に伴うもの

（その他）

キ 上記及び大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則（平成18年文部科学省令第12号）第1条に掲げる事項以外の学校教育法施行規則第4条第1項各号に掲げるものに係る学則変更

② 提出書類

ア 上記①の届出のうちアからオ

（1）届出書（別紙様式2）

（2）変更の事由及び時期等を記載した書類（別紙様式3）

（3）学則及び変更部分の新旧の比較対照表（様式任意）

イ 上記①の届出のうちカ

（1）届出書（別紙様式2）

（2）廃止の事由及び時期並びに学生の処置方法を記載した書類（様式任意）

（3）学則及び変更部分の新旧の比較対照表（様式任意）

ウ 上記①の届出のうちキ

（1）届出書（別紙様式2）

（2）変更の事由及び時期を記載した書類（様式任意）

（3）学則及び変更部分の新旧の比較対照表（様式任意）

③ 提出時期

ア 上記①の届出のうちアからオ

設置又は変更しようとする年度の前年度の4月1日から12月31日まで。ただしウについては，免許状授与の所要資格を得させるための課程認定等が12月末までにされない可能性があり，その課程認定等をされることが当該専攻科又は別科の設置の前提になっている場合には，別紙様式2を「専攻科（又は別科）の設置に係る学則変更予定書」として，②アの書類を12月31日までに提出をした上で，課程認定等がされた後，速やかに課程認定等を証する書類を添えて改めて②アの書類を提出してください。

イ 上記①のカ

在学生がいなくなることが確定した時。（廃止の日以前）

ウ 上記①のキ

公立にあっては変更した時，私立にあっては変更しようとする時。

④ 提出部数 1部

⑤ 提出先

ア 公立大学（上記①のキのみに係る届出の場合）

大学振興課公立大学係

イ 公私立大学（上記アに基づき大学振興課公立大学係に提出するものを除く。）

高等教育企画課大学設置室

ウ 短期大学

- 大学振興課短期大学係
- エ 高等専門学校
- 専門教育課高等専門学校係

6 公私立の大学又は短期大学の通信教育に関する規程の変更

- ① 提出書類
 - ア 届出書（別紙様式2）
 - イ 変更の事由及び時期を記載した書類（様式任意）
 - ウ 学則及び変更部分の新旧の比較対照表（様式任意）
- ② 提出時期 変更しようとする時。
- ③ 提出部数 1部
- ④ 提出先
 - ア 公立大学
大学振興課公立大学係
 - イ 私立大学
高等教育企画課大学設置室
 - ウ 短期大学
大学振興課短期大学係

7 学生募集の停止の報告

学生募集の停止については、従前より文部科学省への報告をお願いしていたが、引き続き、学内における意思決定後速やかに報告を行うこととする。

- ① 提出書類 報告書（別紙様式5）
- ② 提出時期 募集停止を決定した時。
- ③ 提出部数 1部
- ④ 提出先
 - ア 公私立大学
高等教育企画課大学設置室
 - イ 公私立短期大学
大学振興課短期大学係
 - ウ 高等専門学校
専門教育課高等専門学校係

8 学則等の公開とこれに伴う措置

「大学による情報の積極的な提供について」（16文科高第958号，平成17年3月14日付高等教育局長通知）の趣旨を踏まえ、学則及び上記1～7により文部科学省に対し提出した書類について、広く一般に周知を図るため、それらをインターネット上のホームページにおいて掲載する等の情報提供を行っていただくようお願い致します。

なお、学則全文をインターネット上のホームページ上に掲載している場合、届出にあたって、学則を添付することは要しません。（別紙様式2注4参照）

（本件担当）
高等教育局高等教育企画課大学設置室
電話：03-5253-4111（内線3377）

〇〇大学長の決定について (届出)

年 月 日

文 部 科 学 大 臣 殿

届出者の職名及び氏名 ㊟

このたび、〇〇大学長を決定しましたので、学校教育法第10条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 新旧学長名
(新学長)
(旧学長)

- 2 決定の時期 年 月 日

- 3 就任の時期 年 月 日 (任期 年)

- 4 決定の事由

(注)

- 1 短期大学、高等専門学校の学校種に応じ、「大学」、「学長」とある箇所については適切に表記を変更すること。
- 2 「届出者の職名及び氏名」は、本人が署名（法人にあつては、代表者が署名）し、又は記名押印すること。
- 3 「就任の時期」の「任期」については、任期制を用いない場合は「（任期の定めなし）」と記入すること。
- 4 「決定の事由」は、「任期満了」、「辞任」、「再任」等の理由を簡潔に記入すること。

〇〇大学の〇〇の変更について（届出）

年 月 日

文 部 科 学 大 臣 殿

届出者の職名及び氏名 ㊦

このたび、下記の事項について、〇〇の規定により、別紙書類を添えて届け出ます。

記

（記載例）

- ・ 大学の目的の変更
- ・ 〇〇学部の名称の変更（〇〇学部）
- ・ 大学の位置の変更
- ・ 〇〇学部の通信教育に関する規程の変更
- ・ 専攻科，別科，〇〇学部〇〇学科の設置（廃止）に係る学則変更
- ・ 専攻科，別科の設置に係る学則変更（予定）
- ・ 〇〇学科の専攻課程間（〇〇専攻，〇〇専攻）の収容定員の変更に係る学則変更
- ・ 〇〇研究科の収容定員の変更に係る学則変更
- ・ 〇〇学部の〇〇の変更に係る学則変更

（注）

- 1 表題については、必要に応じ、①「目的の変更」、②「名称の変更」、③「位置の変更」、④「校地・校舎等の変更」、⑤「学則の変更」（①～④及び⑥に該当するものを除く。）、⑥「通信教育に関する規程の変更」のいずれかとし、これらの表題ごとにそれぞれ作成すること。
- 2 表題及び記載例の部分については、短期大学、高等専門学校の種類に応じ、「大学」とある箇所について適切に表記を変更すること。
- 3 「届出者の職名及び氏名」は、本人が署名（法人にあっては、代表者が署名）し、又は記名押印すること。
- 4 通知本文「8 学則の公開とこれに伴う措置」に基づき学則の添付を省略する場合は、「なお、学則については、全文をホームページ上で公表しており、添付を省略します。」と付記すること。
- 5 本通知の他、学校教育法施行令第26条第1項、第27条、同法施行規則第2条を参照し、届け出る事項につき正確に遺漏無く記載すること。
- 6 専攻科（又は別科）の設置に係る学則変更予定書を提出する場合には、表題を「専攻科（又は別科）の設置に係る学則変更予定書」とし、本文を「このたび、下記の事項について、〇〇の課程認定を受け次第、今年度中に速やかに届け出る予定ですので報告します。」としてください。

変更の事由及び時期等を記載した書類

事項		記入欄							備考	
フリガナ者										
フリガナ名称										
大学の位置										
変更の事由										
変更の時期										
届出学部等の概要	届出学部等の名称	修業年限 年	入学定員 人	編入学員 定員 年次 人	収容定員 人	学位又は称号	開設時期及び開設年次 年 月 第 年次	所在地		
	計									
同一設置者内における変更状況(定員の移行, 名称の変更等)										
教育課程	届出学部等の名称	開設する授業科目の総数				卒業要件単位数				
		講義 科目	演習 科目	実験・実習 科目	計 科目	単位				
教員組織の概要	学部等の名称		専任教員等					兼任教員		
			教授 人	准教授 人	講師 人	助教 人	計 人	助手 人	兼任 人	
	届出分			()	()	()	()	()	()	()
		計		()	()	()	()	()	()	()
	既設分			()	()	()	()	()	()	()
		計		()	()	()	()	()	()	()
合計		()	()	()	()	()	()	()	()	
教員以外の職員		専任		兼任		計				
		() 人		() 人		() 人				
校地等		専用	共用	共用する他の学校等の専用		計				
		m ²	m ²	m ²		m ²				
校舎		専用	共用	共用する他の学校等の専用		計				
		m ² (m ²)	m ² (m ²)	m ² (m ²)		m ² (m ²)				
教室等	講義室	演習室	実験実習室	情報処理学習施設	語学学習施設					
	室	室	室	室 (補助職員 人)	室 (補助職員 人)					
専任教員研究室		新設学部等の名称			室数		室			
経費の見積り及び維持方法の概要	経費の見積り	区分	開設年度	完成年度	区分	開設前年度	開設年度	完成年度		
		教員1人当り研究費等	千円	千円	図書購入費	千円	千円	千円		
	共同研究費等	千円	千円	設備購入費	千円	千円	千円			
	学生1人当り納付金	第1年次 千円	第2年次 千円	第3年次 千円	第4年次 千円	第5年次 千円	第6年次 千円			
学生納付金以外の維持方法の概要										
既設大学等の状況	大学の名称									
	学部等の名称	修業年限 年	入学定員 人	編入学員 定員 年次 人	収容定員 人	学位又は称号	定員超過率 倍	開設年度	所在地	

教 育 課 程 等 の 概 要														
科目区分	授業科目の名称	配当年度	単位数			授業形態			専任教員等の配置					備考
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手	
○ ○ 科目														
	小計 (科目)	—												
△ △ 科目														
	小計 (科目)	—												
□ □ 科目														
	小計 (科目)	—												
△ △ 科目														
	小計 (科目)	—												
合計 (科目)		—												
学位又は称号			学位又は学科の分野											
卒業要件及び履修方法									授業期間等					
									1学年の学期区分			期		
									1学期の授業期間			週		
									1時限の授業時間			分		

(注)

1 「届出学部等の概要」の欄について

- ① 同一の学科が所在地の異なる複数のキャンパスに存在する等の場合は、備考欄にその旨を記載し、キャンパスごとの内訳をあわせて記載すること。
- ② 「届出学部等の名称」の欄には、当該届出に係る大学の学部、学科（学科に代えて置かれる課程を含む。）及び学科内の専攻等又は短期大学の学科、専攻課程、高等専門学校の学科（以下「学部、学科等」という。）の名称を記入すること。
- ③ 「編入学定員」の欄には、編入学定員を設ける場合に、編入学を行う年次ごとに編入学定員を記入すること。
- ④ 昼夜開講制を実施する場合には、入学定員、編入学定員及び収容定員を昼間主コース、夜間主コースに分けて記入すること。ただし、昼間主コースと夜間主コースを分けない場合は、「備考」の欄にその旨記入すること。
- ⑤ 「所在地」の欄には、当該学部、学科等の所在地を全て記入すること。サテライトキャンパスや通信教育のスクーリング施設等についても記入し、備考欄にその旨を記載すること。
- ⑥ 収容定員変更の届出の場合には、「入学定員」、「編入学定員」及び「収容定員」の欄に変更後のそれぞれの定員（収容定員については学年進行終了時の数）を記入するとともに、それぞれの欄に、変更前の数を括弧書きで記入すること。
- ⑦ 「2 位置の変更の届出」の場合には、「届出学部等の概要」の欄は記入しないこと。
- ⑧ 「3 私立の大学の学部、大学院の研究科、短期大学の学科その他の組織の位置を、我が国から外国に、外国から我が国に、又は一の外国から他の外国に変更するときの届出」の場合には、「開設時期及び開設年次」を「開設時期」と読み替えること。

2 「同一設置者内における変更状況（定員の移行、名称変更等）」、「教育課程」の欄について

- ① 「2 位置の変更の届出」の場合には、「同一設置者内における変更状況（定員の移行、名称変更等）」、「教育課程」の欄は記入しないこと。

3 「教員組織の概要」の欄について

- ① 「届出分」の欄には、当該届出に係る学部、学科等の教員組織を記入すること。
- ② 「既設分」の欄には、他の学部、学科等（教養部など届出に係る学部、学科等と他の学部、学科等の間に共通する授業科目を担当する教員組織を含む。）の教員組織を記入すること。
- ③ 学科単位（短期大学で専攻課程がある場合は専攻単位）で記入すること。ただし、同一の学科が所在地の異なる複数のキャンパスに

存在する等の場合は、備考欄にその旨を記載すること。

- ④ 各欄には、学年進行終了時の数を記入し、括弧の中には、それぞれ開設時の数を記入すること。ただし、「3 私立の大学の学部、大学院の研究科、短期大学の学科その他の組織の位置を、我が国から外国に、外国から我が国に、又は一の外国から他の外国に変更するときの届出」の場合には、各欄には、位置の変更後の数を記入し、括弧の中には、位置の変更前の数を記入すること。
- ⑤ 「計」及び「合計」の欄には、実数を記入すること。
- ⑥ 「2 位置の変更の届出」の場合には、「教員組織の概要」の欄は記入しないこと。

4 「教員以外の職員」の欄について

- ① 大学全体について記入すること。ただし、キャンパスの所在地が異なる等の場合は、備考欄にその旨を記載すること。
- ② 各欄には、学年進行終了時の数を記入し、括弧の中には、それぞれ開設時の数を記入すること。ただし、「3 私立の大学の学部、大学院の研究科、短期大学の学科その他の組織の位置を、我が国から外国に、外国から我が国に、又は一の外国から他の外国に変更するときの届出」の場合には、各欄には、位置の変更後の数を記入し、括弧の中には、位置の変更前の数を記入すること。
- ③ 「2 位置の変更の届出」の場合には、「教員以外の職員」の欄は記入しないこと。

5 「校地等」の欄について

- ① 大学全体について記入すること。ただし、キャンパスの所在地が異なる等の場合は、備考欄にその旨を記載すること。
- ② 寄宿舎その他大学の附属病院以外の附属施設用地の面積を除いた面積を記入すること。なお、届出時において、学則変更時までに運動場又は校舎敷地として整備できる計画である場合には、校地面積に算入すること。
- ③ 借用する校地等については、「備考」の欄に借用の面積を記入するとともに、貸与者及び借用期間を記入すること。
- ④ 「共用」の欄には、他の学校等と共用する校地等について記入し、「備考」の欄に共用する学校等の名称及び収容定員（共用する学校等が大学、短期大学、高等専門学校以外（高校以下の学校種、専修学校等）の場合には、名称、収容定員及び当該学校を所管する地方自治体等が規定する面積基準）を記入すること。
- ⑤ 「2 位置の変更の届出」、「3 私立の大学の学部、大学院の研究科、短期大学の学科その他の組織の位置を、我が国から外国に、外国から我が国に、又は一の外国から他の外国に変更するときの届出」の場合には、各欄には位置の変更後の数を記入すること。

6 「校舎」の欄について

- ① 大学全体について記入すること。ただし、キャンパスの所在地が異なる等の場合は、備考欄にその旨を記載すること。
- ② 各欄には、学年進行終了時の数を記入し、括弧の中には、それぞれ開設時の数を記入すること。
- ③ 「共用」の欄には、他の学校等と共用する校舎について記入し、「備考」の欄に共用する学校等の名称及び収容定員（共用する学校等が大学、短期大学、高等専門学校以外（高校以下の学校種、専修学校等）の場合には、名称、収容定員及び当該学校を所管する地方自治体等が規定する面積基準）を記入すること。
- ④ 「2 位置の変更の届出」、「3 私立の大学の学部、大学院の研究科、短期大学の学科その他の組織の位置を、我が国から外国に、外国から我が国に、又は一の外国から他の外国に変更するときの届出」の場合には、各欄には位置の変更後の数を記入し、括弧の中には、位置の変更前の数を記入すること。

7 「専任教員研究室」の欄について

- ① 「2 位置の変更の届出」、「3 私立の大学の学部、大学院の研究科、短期大学の学科その他の組織の位置を、我が国から外国に、外国から我が国に、又は一の外国から他の外国に変更するときの届出」の場合には、「新設学部等の名称」の欄は記入しないこと。

8 「経費の見積り及び維持方法の概要」の欄について

- ① 当該届出に係る学部、学科等について記入すること。
- ② 「教員1人当たりの研究費等」の欄については、教員1人当たりの研究費と研究旅費の合計を記入すること。
- ③ 「2 位置の変更の届出」の場合には、「経費の見積り及び維持方法の概要」の欄は記入しないこと。
- ④ 「3 私立の大学の学部、大学院の研究科、短期大学の学科その他の組織の位置を、我が国から外国に、外国から我が国に、又は一の外国から他の外国に変更するときの届出」の場合には、「開設年度」は「位置の変更前の年度」、「完成年度」は「位置の変更後の年度」と読み替えることとし、「開設前年度」の欄には斜線を引くこと。

9 「既設大学等の状況」の欄について

- ① 設置者が既に設置している大学の学部、学部の学科、短期大学の学科及び高等専門学校の学科について、大学、短期大学又は高等専門学校ごとに、届出時の状況を記入すること。
- ② 「定員超過率」の欄については、届出年度から過去4年間（修業年限が6年の学部の学科については過去6年間、短期大学にあっては、修業年限が3年の学科については過去3年間、修業年限が2年の学科については過去2年間、高等専門学校にあっては、過去5年間）の入学定員に対する入学者の割合の平均を小数点第2位まで（小数点第3位を切り捨て）記入すること。
学部単位の定員超過率についても記入すること。
- ③ 「2 位置の変更の届出」の場合には、位置の変更後「所在地」が変更する学部等については、届出時の所在地を記入するとともに、変更後の所在地についても、（【変更後】○○県△△市・・・）のように括弧で記入すること。

10 「教育課程等の概要」の欄について

- ① 当該届出に係る学部、学科等の授業科目について、区分ごとに記入すること。
- ② 「専任教員等の配置」の欄には、当該授業科目を担当する専任教員又は助手の数について、実人数を記入すること。「小計」の欄に科目区分ごとの実数を記入し、「合計」の欄に届出に係る学部等の教員組織全体の実数を記入すること。
- ③ 収容定員変更及び位置変更の届出の場合には、「教育課程等の概要」の欄は記入しないこと。

- 11 本様式に代えて、電子的方法、磁気的方法その他の方法により本様式の記載事項を記録したディスクその他これに準ずるものによる届出を行っても差し支えないこと。

【専攻科、別科の届出について】

- ① 専攻科、別科の届出にあつては、上記の「学部、学科等」を「専攻科」又は「別科」と読み替えること。
- ② 当該届出に係る専攻科に基礎となる学部、学科等がある場合には、「届出学部等の名称等」の欄中、「備考」の欄に当該学部、学科等の名称を記入すること。
- ③ 「既設大学等の状況」の欄には、当該届出に係る大学の学部、学科等についても記入すること。

【大学院等の届出について】

- ① 大学院の場合にあつては、上記の「学部、学科等」を「研究科、専攻及び課程」と読み替えること。また、「既設大学等の状況」の欄には、当該届出に係る大学の学部、学科等についても記入すること。
- ② 当該届出に係る大学院の研究科及び研究科の専攻に基礎となる学部等がある場合には、「届出学部等の名称等」の欄中、「備考」の欄に当該学部、学科等の名称を記入すること。
- ③ 専ら夜間において教育を行う場合又は大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第14条による教育方法の特例を実施する場合には、「届出学部等の名称等」の欄中、「備考」の欄にその旨を記入すること。
- ④ 専門職大学院の場合にあつては、「届出学部等の名称等」の「備考」の欄に「専門職大学院」と記入すること。

【高等専門学校等の届出について】

- ① 高等専門学校の場合にあつては、「大学又は大学院の名称」を「高等専門学校の名称」と、「大学本部の位置」を「高等専門学校本部の位置」と、「既設大学等の状況」の欄の「大学の名称」を「高等専門学校の名称」とすること。
- ② 「教員組織の概要」の欄の「学部、学科その他の名称」については、一般科目と専門科目の学科に区分し、「授業科目の概要」の欄には、当該届出に係る学科の授業科目について、一般科目及び専門科目ごとに区分して記入すること。

校地・校舎等の変更等の事由及び時期等を記載した書類

事項		記入欄						備考		
設置者										
大学の名称										
大学の位置										
変更の内容										
変更の事由										
変更の時期										
取得・処分等する土地・建物	取得する土地	土地の位置								
		用途								
		土地の面積(うち校地面積)	専用	m ² (m ²)	共用	m ² (m ²)				
	処分する土地	土地の位置								
		用途								
		土地の面積(うち校地面積)	専用	m ² (m ²)	共用	m ² (m ²)				
	重要な変更を する土地	土地の位置								
		用途								
		土地の面積	専用	m ² (変更前 m ²)	共用	m ² (変更前 m ²)				
	土地のうち校地に係る面積		専用	m ² (変更前 m ²)	共用	m ² (変更前 m ²)				
	取得する土地・建物	建物の位置								
		用途								
		建物の面積(うち校舎面積)	専用	m ² (m ²)	共用	m ² (m ²)				
	処分する建物	建物の位置								
用途										
建物の面積(うち校舎面積)		専用	m ² (m ²)	共用	m ² (m ²)					
重要な変更を する建物	建物の位置									
	用途									
	建物の面積	専用	m ² (変更前 m ²)	共用	m ² (変更前 m ²)					
建物のうち校舎に係る面積		専用	m ² (変更前 m ²)	共用	m ² (変更前 m ²)					
校地等		専用	共用		共用する他の 学校等の専用	計				
		m ² (変更前 m ²)	m ² (変更前 m ²)	m ² (変更前 m ²)	m ² (変更前 m ²)					
校舎		専用	共用		共用する他の 学校等の専用	計				
		m ² (変更前 m ²)	m ² (変更前 m ²)	m ² (変更前 m ²)	m ² (変更前 m ²)					
教室等	講義室	演習室	実験実習室	情報処理学習施設	語学学習施設					
	(変更前 室)	(変更前 室)	(変更前 室)	(変更前 室)	(変更前 室)					
専任教員研究室		専任教員数			室数					
					室(変更前 室)					
既設大学等の 状況	大学の名称									
	学部等の名称	修業 年限	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	学位又 は称号	定員 超過率	開設 年度	所在地	
		年	人	年次 人	人		倍			

※「取得・処分等する土地・建物」の欄については、土地や建物の位置ごとにまとめて記入してください。(ただし、まとめて記入し難い場合又は位置が2カ所以上にわたっている場合には、適宜欄を増やして記入してください。)

〇〇大学〇〇学部〇〇学科の学生募集停止について（報告）

年 月 日

文 部 科 学 大 臣 殿

報告者の職名及び氏名

④

このたび、〇〇大学〇〇学部〇〇学科の学生募集を停止することとしたので、下記のとおり報告します。

記

1 募集停止する学部，学科及び定員

入学定員 収容定員

〇〇学部

〇〇学科 〇〇人 〇〇人

2 募集停止により入学する者がいなくなる最初の年度又は時期

平成〇〇年度（又は 年 月 日）

3 募集停止する理由

（例 1）募集停止する〇〇学部〇〇学科を改組転換して、新たに〇〇学部を設置するため。

（改組転換の全体図は別紙のとおり）

（例 2）△△大学を廃止するため。

4 今後の取扱い

（例 1）在校生が卒業するのを待って〇〇学部〇〇学科を廃止する予定。なお、廃止するまでの間の在校生への教育条件の維持には万全を尽くすこととしたい。所属教職員並びに施設・設備については、すべて新設される〇〇学部に移管する。

（例 2）在校生が卒業するのを待って△△大学を廃止する予定。なお、廃止するまでの間の在校生への教育条件の維持には万全を尽くすこととしたい。

△△大学の廃止認可申請については、在校生がいなくなった後速やかに提出する。

5 募集停止に係る決議等を行った年月日

（例）理事会 年 月 日 教授会 年 月 日

6 募集停止を開始する時期（一般に公表する時期）

年 月 日

(注)

- ① 学生募集停止の報告を求める対象は、大学、大学の学部、学部の学科、短期大学、短期大学の学科、学科の専攻課程、大学の大学院、大学院の研究科、研究科の専攻及び専攻に係る課程の募集停止、高等専門学校並びに高等専門学校の学科とし、改組転換などの理由を問わず学内における意思決定後速やかに報告を行うこと。
- ② 「3 募集停止する理由」欄には、改組転換や入学定員の減少等、募集停止に至った理由を詳細に記述すること。また、既存の学部等を廃止し、新設する学部等に改組転換する等の場合には、全体がわかる資料を添付すること。
- ③ 「4 今後の取扱い」欄には、在校生への教育条件の確保や教職員の身分保障、施設設備の取扱い等について詳細に記述すること。
- ④ 本件における学則の変更にあたっては、附則等において当該学生募集停止学部等の名称、教育課程等が引き続き記載されるよう留意すること。
- ⑤ 「5 募集停止に係る決議等を行った年月日」欄には、「設置者側」（理事会等）の最高意思決定機関の議決日、及び「教学側」（教授会等）の最高意思決定機関の議決日を記入すること。
- ⑥ 「6 募集停止を開始する時期（一般に公表する時期）」欄には、理事会等の後、学外の受験生、マスコミ等一般に正式に公表する時期を記入すること。

(別表)

学則変更の届出における提出書類（一覧）

対象※1	届出書（別紙様式第2）	変更の事由及び時期を記載した書類（様式任意）	変更の事由及び時期等を記載した書類（別紙様式第3）	学則及び変更部分の新旧の比較対象表（様式任意）
(組織の設置に伴うもの)				
公立	○		○	○
公私立	○		○	○
公私立	○		○	○
公私立	○		○	○
(収容定員の変更に係るもの)				
公立	○		○	○
公私立	○		○	○
(組織の廃止に係るもの)				
公私立	○	○※3		○
(その他)				
公私立	○			○

※1 私立には、構造改革特別区域法第12条に基づき学校教育法第2条の特例として学校設置会社により設置される場合を含む。

※2 「私立短期大学の学科の収容定員の変更に伴うもの」は、「大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則」に基づき、収容定員に係る学則の変更の認可の申請又は届出を行うこと。

※3 「変更の事由及び時期を記載した書類」を「廃止の事由及び時期並びに学生の処置方法を記載した書類」と読み替えること。

○私立大学等の学長決定及び公私立大学等の学則変更等の届出について（通知）

私立大学等の学長決定及び公私立大学等の学則変更等の届出書類の作成に当たっては、以下の点に特に留意して作成してください。

1 総論

- (1) 本通知の対象となる届出等については、9ページも併せて参照してください。
- (2) 郵送の際には、書類の整理の都合上、封筒の表面に、例えば【学長の決定の届出（1）、目的、名称、位置の変更（2ア、2イ、2ウ）、位置の変更（3）、校地・校舎等の変更（4）、学則変更の届出（5ア、5イ、5ウ、5エ、5オ、5カ、5キ）、通信教育に関する規程の変更（6）、学生募集停止の報告（7）】のように、内容と通知における項目番号も併せて記載いただけますよう、ご協力よろしくお願いいたします。

特に、公立大学が5ア、5エの手続きをする場合、公私立大学が5オ、5カの手続きをする場合には、赤字等で目立つように記載をお願いいたします。

2 各項目における留意点

1 私立大学の学長の決定の届出

- ・学長が再任された場合等も含め前学長としての任期が満了し、新しく任期が定められた場合には、本届出を提出してください。
- ・提出時期について「学長を決定した時」とありますが、学長の就任（例えば4月1日等）の後に提出するのではなく、学長を決定する機関において最終的に決定された後すみやかに提出することに留意してください。

2 公私立大学等の目的、名称、位置の変更の届出

- ・「ア 私立大学等の目的の変更」又は「イ 公私立大学等の名称の変更」における「変更の事由及び時期を記載した書類」については、別紙様式3の「設置者」から「届出学部等の概要」の欄までの内容を任意の様式に記入してください。
- ・「イ 公私立大学等の名称の変更」とは、学部等の設置とは異なり、原則として既存の教育課程に変更のない名称の変更のことを指します。本手続きに該当するか否かについては、145ページの事前相談に諮っていただくことに留意してください。
- ・「ウ 公私立大学等の位置の変更」については、大学の本部の位置の変更の場合と理解してください。単に学部等の位置を別のキャンパスへ変更する際には、「3 外国等への位置の変更」の場合を除き、届出の必要はありません。ただし、新しくキャンパスを開設する場合や、新たに校地・校舎等を取得する場合には、別途「4 校地・校舎等の変更等の届出」の提出が必要であることに留意してください。
- ・「ウ 公私立大学等の位置の変更」の場合には、別紙様式3の「届出学部等の概要」から「教員以外の職員」の欄まで、「専任教員研究室（新設学部等の名称の欄のみ）」の欄、「経費の見積り及び維持方法の概要」の欄及び「教育課程等の概要」の欄が記入不要となっています。

3 外国等への位置の変更

- ・本届出は、「2 位置の変更の届出」と違い、大学の学部や研究科等の組織の位置の変更が含まれていることに留意してください。

4 校地・校舎等の変更等の届出

- ・本届出は、直接教育の用に供する土地及び建物に関する権利の取得、処分等（借用の場合を含む。）の場合に提出が必要なものです。主な例としては、新しくキャンパスを設置した場合や、校舎を建て替えた場合、また、いわゆるサテライトキャンパスの設置等における建物の権利の取得の場合等が挙げられますが、直接教育の用に供さない遊休地等の取得の場合等には、本届出は不要です（参照：「校地・校舎の変更の届出について」（私学部参事官室）（http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shinkou/07021403/008/001/006.htm））。校地面積や校舎面積の考え方について、参事官室に提出するものと一部異なっ

いる部分もありますので、26ページを参照の上、提出してください。

26ページの校地面積や校舎面積に係る部分に該当しない土地、建物の取得については、参事官室に提出する場合であっても、大学設置室へ提出する必要はありません。

- 平成22年通知から新様式となりましたので、提出の際には留意してください。
「土地の面積」、「建物の面積」には、校地面積、校舎面積が関係する取得・処分等する土地・建物の面積（登記簿上の面積が想定されます。）を記載してください。
「うち校地面積」、「土地のうち校地に係る面積」、「うち校舎面積」、「建物のうち校舎に係る面積」については、当該土地、建物の面積のうち、26ページの校地面積や校舎面積の考え方に従って記載してください。（「土地の面積」、「建物の面積」と「校地面積」、「校舎面積」が同数であれば、その数を記載してください。）
- 「既設大学等の状況」は、当該大学の全ての学部、研究科等について記入してください。

5 公私立大学等の学則の変更の届出

- 「キ 上記等以外の学校教育法施行規則第4条第1項各号に掲げるものに係る学則変更」とは、主に教育課程の変更や、学部の学科にコース等を置く場合等が挙げられますが、大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則第1条に掲げる事項については、8ページの手続きが必要であることに留意してください。（対象となる手続については、9ページも併せて参照してください。）
- 専攻科又は別科の設置の場合に、12月末までに課程認定がなされず、課程認定がなされなかったならば当該専攻科又は別科の設置をしない場合（課程認定の有無にかかわらず設置する場合は従前通り12月末までに提出すること。）には、学則変更予定書を提出した上で、課程認定がされ次第届出書を提出してください。（届出書が提出されることにより当該専攻科又は別科が設置されることとなりますので、予定書のみを提出した大学は設置の前年度中に届出書が提出されない場合には、予定書が取り下げられたものとみなされます。ただし、課程認定がなされず予定書を取り下げる場合にも速やかに連絡してください。）

6 公私立大学又は短期大学の通信教育に関する規程の変更

- 変更の事由及び時期を記載した書類については、別紙様式3の「設置者」から「届出学部等の概要」の欄までの内容を任意の様式に記入してください。

7 学生募集停止の報告

- 特に大学・短期大学の廃止の場合には、社会的な影響が大きいことに鑑み、学内における意思決定後速やかに報告を行うようお願いします。
- 学生募集を停止する場合には、学生、教職員等関係者の理解を十分得よう努めてください。
- 平成22年通知より、「2 募集停止により入学する者がいなくなる最初の年度又は時期」（年度としては翌年度、時期としては翌年の4月1日が通常想定されます。）、「6 募集停止を開始する時期（一般に公表する時期）」（通常理事会の決議後の日が想定されます。）の記入が必要となっていることに留意してください。
- 別紙様式5の注④にもありますが、学生募集停止により、当該学部等の根拠規定を学則等からすべて消去してしまうのではなく、学部等が廃止されるまでの間は何らかの形で学則上に記載すること（又は学則上当該学部等が廃止されるまで存在しておくこと）が必要であることに留意してください。
- 学生募集停止の報告を提出する際には、収容定員変更（減少）の学則変更手続も併せて行うようにしてください。

8 別紙様式2について

- 根拠条文については、公立大学（公立大学法人）の名称の変更、位置の変更、学則の変更の場合（通知本文2、5の手続き）には、「学校教育法施行令第26条第1項」、公立大学（公立大学法人）の通信教育に関する規定の変更の場合（通知本文6の手続き）には、「学校教育法施行令第27条」、私立大学の学則変更等の場合（通知本文2、3、4、5、6の手続き）には、「学校教育法施行規則第2条」としてください。

○設置認可申請書類等のHPへの公表について

平成21年度から、大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則第12条に基づき、申請書類等を大学設置室のホームページ（<http://www.dsecchi.mext.go.jp>）において公表することとなっています。ご提出いただく電子ファイルについては、平成21年8月20日付けの事務連絡（大学設置室のホームページ>書類の提出方法）とともに、以下の点に留意して作成してください。

なお、電子ファイルの作成に当たっては、ご提出された電子ファイルが原則としてそのまま掲載されることに留意してください。

1 総論

(1) 各大学において提出していただきたい電子ファイルについて（公表の対象区分）

各大学において提出していただきたい電子ファイルは、8ページに関係する以下の申請書類です。173ページ以降の通知関係の申請書類については不要です。

- ①大学又は高等専門学校を設置
- ②大学の学部、短期大学の学科又は私立の大学の学部の学科の設置
- ③大学の大学院の設置、大学の大学院の研究科若しくは研究科の専攻の設置又は大学の大学院の研究科の専攻に係る課程の変更
- ④高等専門学校の学科の設置
- ⑤大学における通信教育の開設
- ⑥私立の大学又は高等専門学校の収容定員に係る学則の変更
- ⑦大学若しくは高等専門学校又は大学の学部、大学の大学院若しくは大学院の研究科若しくは短期大学の学科の設置者の変更
- ⑧大学の学部、大学の大学院、大学院の研究科又は短期大学の学科の廃止

(2) 各大学において提出していただきたい電子ファイルについて（提出書類の項目）

電子ファイルで提出していただく書類は、以下の通りです。各項目における具体的な留意点については、「2 各提出書類に関する留意点」を参照してください。

- 1 基本計画書（別記様式第2号）
 - ①基本計画書
 - ②教育課程等の概要
 - ③授業科目の概要
- 2 校地校舎等の図面
- 3 学則
- 4 大学の設置等の趣旨等を記載した書類（設置者の変更にあつては、変更の事由及び時期を記載した書類）
- 5 教員名簿（別記様式第3号）
 - ①学長の氏名等
 - ②教員の氏名等
 - ③専任教員の年齢構成・学位保有状況

(3) PDFによる電子ファイルの作成について

Word、一太郎等で作成したファイルをPDFに変換して作成すること。手書き等により作成した資料等電子ファイルが存在しない資料については、スキャナ等で読み取ることもやむを得ないが、PDFファイルの容量が大きくなり過ぎないように留意すること。基本的には、(2)の1～5の5つのPDFファイルを送付していただくこととなりますが、1つのPDFファイルの容量が2MBを超える場合には適宜分割してください。その他PDFファイルの結合方法やしおりの作成方法等については、**事務連絡別紙2等を参照**してください。

PDFファイルは、特別の指示があるものを除き、申請書類と同様のものを提出してください。申請書類との不整合が発覚した場合には、然るべき対応をとらせていただきます。

(4) 著作権者の許諾について

提出されたファイルについては、大学設置・学校法人審議会における審査の目的を超えて、ホームページ上に公表するものであることから、著作権法上保護されている資料については、事前に著作権者の許諾を得て送付すること。なお、著作権者からの許諾が得られない場合等については、以下のとおり出典等を明示し、当該資料が容易に分かるように説明した資料を作成し、元の資料と差し替える形で添付してください。著作権者の許諾が得られない場合以外の事情で、差し替えが必要な場合にも同様の様式で資料を添付してください。

○著作権者の許諾が得られない書類等について

以下のように、当該書類が容易に分かる書類を作成すること。

- 1 書類等の題名（該当部分について記入）
例) 本文23ページ・図3、【資料1】2ページ
- 2 出典（著者名等の著作権者）
- 3 書類等の利用範囲（ホームページで閲覧が可能な場合には、閲覧元のアドレスを含む。）
- 4 その他、著作物等について加工している場合には、その加工に関する説明。

(様式例)

1 (書類等の題名)

〇〇〇〇〇について (【資料10】5ページ)
△△大学の都道府県内における位置関係の図面(23ページ) 等

2 (出典)

△△ △△ 著
株式会社□□□□ 等

3 (引用範囲)

「(著作名)」(出版社) (〇ページから□ページ)
<http://www. jp> 等

4 (その他の説明)

- ・ ●ページの図表の▲▲の部分については、赤枠で囲んで横に注釈(本文p. 〇〇参照)を付けた。
- ・ 霞ヶ関校舎と丸の内校舎の位置関係を示すため、地図上に所要の事項を記入した。

(5) ファイルの名称について

ファイルの名称については、大学名(同時期に複数の学部等が認可された場合又は届出をした場合には、学部等まで記入すること。)、認可又は届出の別(年月、認可(n)又は届出(t)+学部等の設置(課程の変更や通信教育の開設を含む。)(secchi)、収容定員に係る学則の変更(syutei)、設置者変更(secchisya)、廃止(haishi) 例: 11年10月設置認可の場合(1110nsecchi)、11年4月届出設置の場合(1104tsecchi)、11年6月収容定員認可の場合(1106nsyutei))、各提出書類名(容量が2MBより大きく、分割が必要な場合には、最初のファイルから順番に1、2・・・と付すること。(例 kihon1、kihon2))を下ハイフン(_)でつなぐこと。

ファイル名については、全て半角英数字に限ること。また、大学名等の綴り間違いにはくれぐれもご注意ください。

- 例) ① 文部大学(法学部)、10月設置認可、基本計画書の場合
monbu_1110nsecchi_kihon.pdf
- ② 科学大学理学部、工学部、届出設置(4月)、学則の場合
kagaku_rigaku_1104tsecchi_gakusoku.pdf
kagaku_kogaku_1104tsecchi_gakusoku.pdf
- ③ 科学大学、収容定員増の学則変更(6月認可)、趣旨等を記載した書類の場合
kagaku_1106nsyutei_syushi.pdf
- ④ 文部大学、収容定員に係る学則変更(9月届出)、基本計画書
monbu_1109tsyutei_kihon.pdf

大学名については、一般的に分かる範囲で略していただいても構いませんが、少なくとも頭文字については、大学の名称の頭文字に合わせてください（ローマ字にした場合、他大学と区別が付きにくい略し方をご遠慮ください。）。また、学部等まで記載の際には、区別が付く限りで、学部等の名称の一部を省略していただいても構いません。

例) ①文部科学大学 ○monbukagaku_1110nsecchi_kihon.pdf、○monka_1110nsecchi_kihon.pdf、
×kagaku_1110nsecchi_kihon.pdf

②文部大学 総合政策学部 monbu_sogo_1106tsecchi_gakusoku.pdf
医療保健学部 monbu_iryo_1106tsecchi_syushi.pdf

(6) 提出方法、提出期限について

提出については、CD-ROM、フロッピーディスク、USBメモリのいずれかにより電子ファイルを記録し、「高等教育企画課大学設置室情報公開・HP担当」宛に郵送すること。また、封筒の表面には「〇月（設置、収容定員変更、・・・）（認可、届出）」（例 4月設置届出、6月収容定員変更認可）と、鑑文にも電子ファイルの内容及び担当者の連絡先について記載してください。

提出期限については、原則として、認可申請については、認可された日から2週間後まで、届出については、届出受付期間があるものは、最終日から数えて概ね75日を経過した日まで、その他の届出は届出をした日から2週間後までとするが、今年度の具体的な提出期限については、下記の期限を参照してください。なお、期限までに送付していただけない場合には、HPにおいてその旨を公表することもあります。また、提出された記録媒体については返還しないので、提出の際には各大学において、提出する電子ファイルのコピーを記録しておいてください。

手続の種類	電子ファイル提出期限
大学新設（10月末認可）	11月18日（金）
学部等設置（10月末認可）	11月18日（金）
通信教育の開設（10月末認可）	11月18日（金）
収容定員増：（6月認可）	7月15日（金）
：（8月認可）	9月16日（金）
収容定員変更（届出）	届出をした日から2週間後まで
設置者変更	認可日から2週間後まで
学部等設置、通信教育の開設（届出）	
届出時期	
4月23日～ 4月30日	7月15日（金）
5月24日～ 5月28日	8月19日（金）
6月24日～ 6月30日	9月16日（金）
7月26日～ 7月30日	10月14日（金）
9月27日～ 10月 1日	12月16日（金）
11月24日～ 11月30日	2月17日（金）
12月17日～ 12月24日	3月16日（金）
学部等廃止の届出	届出日から2週間後まで

(7) 認可申請書の電子ファイルにおける留意点

電子ファイルの内容については、補正申請書等の内容を全て反映していただき、最初に申請した書類と同様の様式にて提出してください。例えば、補正申請の際に修正した箇所を示すものとして赤字や青字で記入したものは、すべて黒字に反映することや、教員の判定結果を便宜的に示した教員名簿の判定欄等は不要であること等に留意してください。

(8) 差し替えがある場合について

文部科学省への提出後に内容物の不備等で電子ファイルを差し替える場合（認可後の事後的な変更を除く。）には、すみやかに修正したファイルを提出すること。その際、ファイルの名称に「_syuseil」等、修正の回数を示す数字等を入力すること。（なお、修正がある場合には、（6）の方法に準じて郵送すること。）

2 各提出書類に関する留意点

1 基本計画書（別記様式第2号）

- ・ファイルの名称例 monbu_1110nsecchi_kihon.pdf

基本計画書（別記様式第2号）については、認可又は届出に係る当該学部等の申請書類のうち、認可又は届出の対象となる学部等の別記様式第2号に係る書類（**基本計画書**（別記様式第2号（その1の1）又は別記様式第2号（その1の2））、**教育課程等の概要**（別記様式第2号（その2の1）又は別記様式第2号（その2の2））、**授業科目の概要**（別記様式第2号（その3の1）又は別記様式第2号（その3の2）））を1つのPDFファイルにまとめ、**基本計画書**（別記様式第2号（その1の1）又は別記様式第2号（その1の2））、**教育課程等の概要**（別記様式第2号（その2の1）又は別記様式第2号（その2の2））、**授業科目の概要**（別記様式第2号（その3の1）又は別記様式第2号（その3の2））ごとにしおり（例：「基本計画書」、「教育課程等の概要」、「授業科目の概要」）を付けること。

2 校地校舎等の図面

- ・ファイルの名称例 monbu_1110nsecchi_zumen.pdf

校地校舎等の図面については、申請時に提出した図面のうち、都道府県内における位置関係に関する図面、最寄り駅からの距離や交通機関が分かる図面及び校舎、運動場等の配置図を1つのPDFファイルにまとめ、それぞれにしおり（例：「都道府県内における位置関係に関する図面」、「最寄り駅からの距離や交通機関が分かる図面」、・・・）を付けること。なお、各大学の校舎内等の図面については、安全上の観点もあり、必ずしも提出は求めない。

3 学則

- ・ファイルの名称例 monbu_1110nsecchi_gakusoku.pdf

学則については、申請学部等が関係する学則、教授会規程等を1つのPDFファイルにまとめ、学則等ごとにそれぞれにしおり（例：「〇〇大学学則」、「〇〇学部教授会規程」、・・・）を付けること。

学則については、申請書類に全文を添付していた場合であっても、他学部等、当該申請に関係のない部分は省略したり、当該申請に該当する部分だけ抜粋したりしていただいて構いません。

例) 第〇条～第△条(略)、別表第□(略)等

4 趣旨等を記載した書類(設置者の変更については「変更の事由及び時期」を記載した書類)

- ・ファイルの名称例 monbu_1110nsecchi_syushi.pdf

- ・ファイルの名称例(2つ以上(1つのファイルは2MBを上限とする。))ある場合)

monbu_1110nsecchi_syushi1.pdf、monbu_1110nsecchi_syushi2.pdf、monbu_1110nsecchi_syushi3.pdf

趣旨等を記載した書類については、申請時に提出した書類をPDFファイルにまとめ、本文については小見出しごとにしおり（例：「ア 設置の趣旨及び必要性」、「イ 学部、学科の特色」、・・・）をつけること。また、資料については資料ごとにしおり（例：「資料1」、「資料2」、・・・）を付けること。なお、1ファイルは2MBを上限とし、これを超える場合にはファイルを適宜分けること。

実習先の承諾書については、各承諾書に代えて承諾書の内容が一覧できる表に差し替えて提出してください。(申請時に当該内容を含んだ一覧表を作成していれば、その一覧表のみで構いません。) また、校舎内の図面や著作権者の許諾が得られない資料、HPを引用してきた資料等については、適宜1(4)の様式に準じて、元の資料と差し替える形で添付してください。

5 教員名簿

- ・ファイルの名称 monbu_1110nsecchi_meibo.pdf

教員名簿については、①学長の氏名等（別記様式第3号（その1））、②教員の氏名等（別記様式第3号（その2））、③専任教員の年齢構成・学位保有状況（別記様式第3号（その3））を1つのPDFファイルにまとめ、それぞれの様式ごとにしおり（例：「学長の氏名等」、「教員の氏名等」、「専任教員の年齢構成・学位保有状況」）を付けること。

なお、①学長の氏名等、②教員の氏名等に関して、年齢及び月額基本給の欄については、各教員の年齢、月額基本給欄の数字を削除し、空欄とすること。その他の部分については、変更しないこと。

○大学，短期大学，大学院等の廃止について

学校教育法第4条第1項、第2項に規定される大学等の廃止に係る申請又は届出の書類の作成に当っては、以下の点に留意し作成してください。また、廃止については別途、寄附行為の変更が必要ですので留意してください。

なお、本手続きは、以下の項目の手続を対象にしております。以下の項目に該当がない場合は、平成22年2月12日付け高等教育局長通知を参照してください。

- ・ 大学，短期大学，大学院，高等専門学校の廃止
- ・ 大学の学部，短期大学の学科，大学院の研究科の廃止

1 提出書類の種類及び提出部数

- (1) 正本 1部

2 提出書類作成上の共通留意事項

提出書類は、A4判縦型で両面印刷とし、左綴じにしてください。
なお、綴じしろには十分余裕をもたせてください。

3 正本の作成

次の(2)～(6)の書類を番号の順に合わせて、(1)の表紙及び背表紙をつけて1冊としたものを1部作成してください。

届出の場合には、(6)の書類を(5)の後に付けてください。(認可申請の場合は必要ありません)

- (1) 表紙及び背表紙
- (2) 認可申請書・届出書（公文書）
- (3) 基本計画書
- (4) 意思を決定する書類
- (5) 廃止の事由及び時期並びに学生の処置方法を記載した書類
- (6) 学則案及び変更事項を記載した書類（変更点を簡潔にまとめたもの）及び変更部分の新旧対照表

(1)表紙及び背表紙

表紙及び背表紙については、別紙1の作成例を参考に作成してください。

〔表紙及び背表紙の作成例〕

○正 本

〔背表紙〕

〔表 紙〕

(A 4 判縦型)

正 本
○ ○ 大学 廃止 認可 申請 書
学 校 法 人
○ ○ ○ ○ (日 付)

正 本	平成○年○月○日
○○大学廃止認可申請書	
学校法人 ○○○○	

(注)

- 1 短期大学，大学院の廃止認可申請の場合には，「○○大学」を「○○短期大学」，「○○大学大学院」としてください。（以下同じ。）
- 2 表紙の記載事項（正本，表題，申請者名，申請年月日）をすべて盛り込んだ背表紙を付けてください。（縦書き）
- 3 分冊にする場合は，例えば(2-1)，(2-2)のように表題の右下に（ ）書きで明示してください。

(2) 認可申請書・届出書（公文書）

認可申請書、届出書については、様式第1号の1、様式第1号の2により作成してください。
（下記の作成例を参照）

（作成例）

（用紙 日本工業規格A4縦型）

平成 年 月 日
文部科学大臣 殿
申請者の職名及び氏名 ㊟
〇〇大学廃止認可申請書
このたび、〇〇大学を廃止したいので、学校教育法第4条第1項の規定により認可されるよう、別紙書類を添えて申請します。なお、認可の上は、確実に申請に係る計画を履行します。

- (注) 1 大学院の廃止の場合は「〇〇大学」を「〇〇大学大学院」としてください。
2 「申請者の職名及び氏名」の欄の㊟については、記名（ワープロ打ち）の上押印するか、若しくは、代表者の署名（押印は不要）のいずれかによってください。
3 届出の場合は、様式第1号の2に基づき、上記の作成例を参照の上、作成してください。

(3) 基本計画書

様式第2号（その1の1）により作成してください。

(4) 意思を決定する書類

当該申請等に係る理事会、教授会等の最終決定時の決議録又は議事録を添付してください。（『決議録』というインデックスを付してください。）

公立大学の場合は、議会において議決された予算書や廃止を決定した定款、稟議書等でも可能です。いずれの場合も、必ず原本証明をしてください。

(5) 廃止の事由及び時期並びに学生の処置方法を記載した書類

① この書類には、次の項目については必ず盛り込んでください。

ア 廃止する大学等の概要

- ・廃止する大学名，学部，学科名，研究科，専攻名
- ・入学定員及び収容定員
- ・当該大学等の所在地（正確な住所を記載してください。特に，漢数字と算用数字の使い方には注意してください。）
- ・学生募集の停止の時期

イ 廃止の事由（志願者の減少を理由とする廃止の場合は，最後に学生を受け入れた年以前4年分の志願者数と入学者数を記載してください。）

ウ 学生の処遇

エ 教職員の処置（教員のみでなく，事務職員等の処遇も記載してください）

オ 施設設備の処置

カ 学籍関係書類の保存方法

キ 廃止の時期（認可申請の場合は，「文部科学大臣の認可した日」と記載してください）

② ページを入れてください。

教員以外の職員の概要	職 種		専 任	兼 任	計				
	事 務 職 員		— (23)	— (9)	— (32)				
	技 術 職 員		— (2)	— (0)	— (2)				
	図 書 館 専 門 職 員		— (1)	— (2)	— (3)				
	そ の 他 の 職 員		— (1)	0 (0)	— (1)				
	計		— (27)	— (11)	— (38)				
校 地 等	区 分	専 用	共 用	共用する他の 学校等の専用	計				
	校 舎 敷 地	m ²	m ²	m ²	m ²				
	運 動 場 用 地	m ²	m ²	m ²	m ²				
	小 計	m ²	m ²	m ²	m ²				
	合 計	m ²	m ²	m ²	m ²				
校 舎		専 用	共 用	共用する他の 学校等の専用	計				
		m ² () m ²	m ² () m ²	m ² () m ²	m ² () m ²				
教室等	講義室	演習室	実験実習室	情報処理学習施設	語学学習施設				
	室	室	室	室 (補助職員 人)	室 (補助職員 人)				
専 任 教 員 研 究 室		新設学部等の名称			室 数				
					室				
図 書 ・ 設 備	新設学部等の名称	図書 〔うち外国書〕 冊	学術雑誌 〔うち外国書〕 種	電子ジャーナル 〔うち外国書〕	視聴覚資料 点	機械・器具 点	標本 点		
	法学部	()	()	()	()	()	()		
	経済学部	()	()	()	()	()	()		
	計	()	()	()	()	()	()		
図 書 館		面積	閲覧座席数		収 納 可 能 冊 数				
		m ²							
体 育 館		面積	体育館以外のスポーツ施設の概要						
		m ²							
経 費 の 見 積 り 及 び 維 持 方 法 の 概 要	区 分	開設前年度	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	
		教員1人当り研究費等							
		共同研究費等							
		図書購入費							
	設備購入費								
学生1人当り 納付金	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次			
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		
学生納付金以外の維持方法の概要									
既 設 大 学 等 の 状 況	大 学 の 名 称								
	丸の内大学短期大学部								
	学 部 等 の 名 称	修業 年限	入 学 定 員	編 入 学 定 員	収 容 定 員	学 位 又 は 称 号	定 員 超 過 率	開 設 年 度	所 在 地
	地域総合学科	2	75	—	150	短期大学士 (地域総合学)	1.00	平成15年度	東京都千代田区霞ヶ関3 丁目1番1号
	食物栄養学科 食物栄養専攻	2	30	—	60	短期大学士 (食物栄養)	1.00	平成5年度	
管理栄養専攻	2	20	—	40	短期大学士 (管理栄養)	1.00	平成5年度		
秘書科	2	40	—	40	短期大学士 (秘書)	—	昭和63年度		
附 属 施 設 の 概 要		名 称：丸の内大学附属学術総合研究所 目 的：学位分野の研究 所 在 地：神奈川県横浜市青葉区希望の里2-5-1 設 置 年 月：平成15年10月 規 模 等：土地8,000m ² 、建物5,000m ²							

○大学及び短期大学の設置者変更について

大学及び短期大学の設置者の変更に係る申請書類の作成に当たっては、以下の点に留意し作成してください。

1 提出書類の種類及び提出部数

正本

1部

2 提出書類作成上の共通留意事項

- (1) 提出書類は、A4判縦型で両面印刷とし、左綴じにしてください。
なお、綴じしろには十分余裕をもたせてください。
- (2) 提出書類は、インデックスで整理してください。
- (3) 提出書類のページは、必要に応じて目次の項目ごとに入れてください。
(ページは、「1、2…」とし、「1-1、1-2…」のように枝番号を付す必要はありません。)

3 提出書類の作成

次の(1)～(7)の書類を番号の順に合わせて、1部作成してください。

- (1) 認可申請書（公文書）
- (2) 基本計画書（様式第2号（その1））
- (3) 校地校舎等の図面
- (4) 学則（変更事項を記載した書類及び新旧対照表を含む。）
- (5) 意思の決定を証する書類
- (6) 大学の設置者変更の事由及び変更の時期等を記載した書類
- (7) 教員名簿（学長の氏名等）（様式第3号（その1））

- (1) 認可申請書（公文書）
様式第1号の1により作成してください。（下記の作成例を参照）
- (2) 基本計画書（様式第2号（その1の1）） ～ (5) 意思の決定を証する書類
この冊子の「3. 設置認可申請及び設置届出に係る提出書類の作成・記入例」を参照の上、作成してください。
- (6) 大学の設置者変更の事由及び変更の時期等を記載した書類
①設置者変更の事由
新旧の設置者名と、設置者変更をする事由について、簡潔に記載してください。
②変更の時期
設置者変更をしようとする年月日を記載してください。
ただし、学校法人の合併の場合は、「学校法人〇〇〇〇と学校法人××××が合併した日」としてください。
③この書類に、学校法人の場合は寄附行為（案）、公立大学法人の場合は、定款（案）等の大学の設置根拠に係る資料を添付してください。
（『寄附行為』又は『定款』等のインデックスを付してください。）
- (7) 教員名簿（学長の氏名等）（様式第3号（その1））
この冊子の「3. 設置認可申請及び設置届出に係る提出書類の作成・記入例」を参照の上、作成してください。

（作成例）

（用紙 日本工業規格 A 4 縦型）

平成	年	月	日
文部科学大臣 殿			
(旧) 申請者の職名及び氏名			㊟
(新) 申請者の職名及び氏名			㊟
〇〇大学設置者変更認可申請書			
<p>このたび、〇〇大学の設置者を変更したいので、学校教育法第4条第1項の規定により認可されるよう、別紙書類を添えて申請します。なお、認可の上は、確実に申請に係る計画を履行します。</p>			

- (注) 1 「申請者の職名及び氏名」の欄に、当該設置者の変更に係る地方公共団体、公立大学法人又は学校法人により連署してください。
2 地方公共団体の設置する大学の設置者を当該地方公共団体が新たに設置する公立大学法人に変更する場合は、当該地方公共団体により申請してください。
3 「申請者の職名及び氏名」の欄の、については、記名（ワープロ打ち）の上押印するか、若しくは、代表者の署名（押印は不要）のいずれかによってください。

校 地 等	区 分	専 用	共 用	共用する他の 学校等の専用	計				
	校舎敷地	70,000 m ²	15,000 m ²	40,000 m ²	125,000 m ²				
	運動場用地	0 m ²	15,000 m ²	0 m ²	15,000 m ²				
	小 計	70,000 m ²	30,000 m ²	40,000 m ²	140,000 m ²				
	そ の 他	5,000 m ²	5,000 m ²	0 m ²	10,000 m ²				
合 計	75,000 m ²	35,000 m ²	40,000 m ²	150,000 m ²					
校 舎		専 用	共 用	共用する他の 学校等の専用	計				
		30,000 m ²	12,000 m ²	10,000 m ²	52,000 m ²				
教室等	講義室	演習室	実験実習室	情報処理学習施設	語学学習施設				
	25 室	15 室	8 室	2 室 (補助職員1人)	2 室 (補助職員1人)				
専 任 教 員 研 究 室		新設学部等の名称		室 数					
		大学全体		60 室					
図 書 ・ 設 備	新設学部等の名称	図書 〔うち外国書〕 冊	学術雑誌 〔うち外国書〕 種	電子ジャーナル 〔うち外国書〕 種	視聴覚資料 点	機械・器具 点	標本 点		
	大学全体	30,000 [2,000]	2,000 [300]	500 [50]	950	9,000	50		
	計	30,000 [2,000]	2,000 [300]	500 [50]	950	9,000	50		
図 書 館		面積		閲覧座席数	収 納 可 能 冊 数				
		2,000 m ²		350	100,000				
体 育 館		面積		体育館以外のスポーツ施設の概要					
		2,500 m ²		野球場1面		テニスコート5面			
経 費 の 見 積 り 及 び 維 持 方 法 の 概 要	経費の見積り	区 分	開設前年度	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次
		教員1人当り研究費等		400千円	500千円	500千円	500千円	－千円	－千円
		共同研究費等		3,000千円	3,000千円	3,000千円	3,000千円	－千円	－千円
		図書購入費	30,000千円	15,000千円	15,000千円	15,000千円	15,000千円	－千円	－千円
	設備購入費	90,000千円	90,000千円	55,000千円	55,000千円	55,000千円	－千円	－千円	
	学生1人当り 納付金	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次		
	1,400千円	1,000千円	1,000千円	1,000千円	－千円	－千円			
学生納付金以外の維持方法の概要			私立大学等経常経費補助金、資産運用収入、雑収入 等						
既 設 大 学 等 の 状 況	大 学 の 名 称	科学技術大学							
	学 部 等 の 名 称	修業 年限	入 学 定員	編入学 定員	収容 定員	学位又 は称号	定員 超過率	開設 年度	所 在 地
	理学部 理学科 数理学科	年	人	年次 人	人		倍		
		4	120	－	480	学士(理学)	1.00	平成10年度	
	4	100	－	400	学士(理学)	1.00	平成10年度		
附属施設の概要									

参考人制度について

1 制度の要旨

大学等の設置認可申請に対し、大学設置・学校法人審議会大学設置分科会の審査を幅広い観点から一層深められるようにするため、分科会長が特に必要と判断した案件につき、産業界等の見識を有する者を参考人として委嘱し、その所見を書面により求め、審査の参考とする制度です。

参考人の選定は文部科学省において行い、申請者は参考人の属性（活躍する分野、業績の種類等）の希望を提示できますが、特定の個人を指名することはできません。また、参考人の所見はあくまで審査の参考資料であり、参考人が審議会の判定に参画するものではありません。

2 対象案件の範囲

専門職大学院、又は、職業人養成に重点・特色を置くことを認可申請書上に明記する大学等の設置に係る認可申請

3 委嘱手続

- ① 設置認可申請書の提出時に、対象案件の範囲に該当する申請の申請者に対して制度の説明を行い、参考人の委嘱の希望の有無の決定期限を確認します。
- ② 上記2に該当し、参考人の委嘱を希望する申請者は、指定された期限までに、希望する旨及び希望する参考人の属性を文部科学省に示します。
- ③ 大学設置分科会長が、大学設置分科会の議を経て、当該案件につき参考人の委嘱が必要かを決定します（申請者が希望していなくても、必要と判断されることがあります）。
- ④ 参考人の委嘱が必要と判断された案件につき、申請者の希望を踏まえ、具体的な人選を行い、候補者の承諾を得て、参考人として委嘱します。一つの案件につき複数の参考人が委嘱される場合や、同一の参考人が複数の案件に所見を作成する場合があります。
- ⑤ 参考人に対して、担当する案件の申請書類一式及び同申請に対する当該時点での大学設置分科会の意見を送付します。これに対する参考人の所見を書面により提出してもらい、審査の参考とします。
- ⑥ 参考人に関する情報（参考人の名前・役職、審議会に示した所見など）のうち、当該参考人が特定される情報については、参考人が氏名公表に同意している場合を除き、審査の過程及び終了後を通じて非公表となります。なお、参考人の委嘱の有無や参考人の所見の概要については、申請者の希望に応じて回答・開示します。
また、参考人には守秘義務が課されます。

よくある質問Q & A

Q 1. 大学の学部の学科にコース・専攻を設置したいのですが、どのような手続が必要ですか。

A 1. 大学と短期大学とで異なります。

① 「大学」に関して法令上規定されている組織上の最小単位は、「学科」であり（大学設置基準第4条）、施設指定申請・免許等の関係でやむを得ず必要な場合を除いて、学科未満の細組織に定員を設定することはできません（大学設置基準第18条）。教育上の目的から履修上の区分として「コース」・「プログラム」等を学科内に設定することは、学科の教育研究上の目的・授与する学位の分野等を変更しない範囲においては、各大学の判断に委ねられています。

こうした「コース」「専攻」等は、基本的に、設定に際して文部科学省への手続は不要ですが、コース等の設定を学則上明記するという場合には、平成22年2月12日付け高等教育局長通知「私立大学等の学長決定及び公私立大学等の学則変更等の届出について」5①ケの「その他の学則変更」の手続を行ってください。

② 「短期大学」に関して法令上規定されている組織上の最小単位は、「専攻課程」であり（短期大学設置基準第3条第2項）、学科内に「専攻」を設け定員を設定することができます（短期大学設置基準第4条第1項）。「専攻」の設置の手続は、短期大学・学科の設置に伴うものは、その認可申請又は届出の書類の中で明記し、それ以外の場合には、定員変更の手続によってください（収容定員に係る学則の変更の認可申請又は届出）。ただし、学科の教育研究上の目的・授与する学位の分野と異なるものについては、専攻課程として取り扱うことはできませんので、学科の設置の手続を行ってください。

教育上の目的による「コース」等の履修上の区分については、①を参照してください。

Q 2. 4年制大学の新たな学部の設置に当たって、同一法人において設置している他の短期大学を廃止し、その入学定員を移行することを検討していますが、その場合の手続きを教えてください。

A 2. 同一設置者内であっても、学校間で定員を振り替えるという手続きはありません（私学助成の手続と混同しないように御注意ください）。収容定員は、設置する学校単位で見ますので、大学の収容定員の総数の増加を伴うものは、「収容定員に係る学則変更の認可申請」が必要です。

Q 3. 学位の種類と分野を変更しない学科の設置を届出で行う予定ですが、大学全体の収容定員の増加を伴う場合、学科設置の届出と収容定員増加の認可申請の関係はどうなりますか。また、どのようなタイミングで書類を提出すればよいでしょうか。

A 3. 学科の設置は、学位の種類と分野を変更しない限り、届出で足りるものですので、収容定員の増加の有無にかかわらず、大学設置・学校法人審議会の審査はありません。この設置届出が成立する前提として、設置に当たって大学全体の収容定員の増加を伴う場合、収容定員の増加についての認可が必要です。届出と併せて「収容定員に係る学則変更の認可申請」が必要です。届出書類を単独で提出しても、学科の設置が完了したことにはなりません。

書類の提出の時期は、収容定員増加の申請時期が3月末と6月末の2回定められています。収容定員増加の申請は、いずれかの申請受付日を予約した上で、申請を行ってください。また、3月末に収容定員増加の申請を行った場合は4月末に、6月末に収容定員増加の申請を行った場合は6月末に学科設置の届出を併せて行ってください。この場合は、収容定員増加に係る学則変更の認可を待って、設置の届出が履行されます。

なお、先に収容定員の増加を申請しておいて認可を受けた後に、同じ年内にその増加分を振り替えて新たな学科を設置する等の行為は、認可を受けた学則上の記載定員で一度も学生を募集しないということであり認められません。

Q 4. 社会人学生が多い既設の大学院の研究科の専攻について、昼夜開講制または夜間大学院としたいのですが、その場合の手続きと留意点を教えてください。

A 4. 夜間に教育を行うに当たっては、個々の分野の特質に応じて、教育研究の水準の確保、大学院を専ら担当する教員の配置、夜間の学生の学習に配慮した施設や事務体制等について、実情に合わせた必要な措置を講じて十分な準備をしてください。

夜間教育を行う専攻については、大学院設置基準第2条の2や第14条を参照し、教育方法の特例について学則上に明記する改正を行った上、平成22年2月12日付け高等教育局長通知「私立大学等の学長決定及び公私立大学等の学則変更等の届出等について」5①キの「その他の学則変更」の手続きを行ってください。学則の記載例は次のとおりです。

(教育方法の特例)

第 条 次の研究科又は専攻に、専ら夜間において教育を行う課程を置く。

〇〇研究科〇〇専攻 博士前期課程

Q 5. 社会人学生が多い既設の大学院の研究科の専攻の修士課程において、昼夜開講制を活用して標準修業年限を短縮することは可能ですか。

A 5. 大学院設置基準第3条第3項に従って、明確な履修上の区分を設け、特別選抜を実施し、昼夜開講制や集中授業による適切な教育と履修指導を行うことで、標準修業年限を短縮することが可能です。標準修業年限を短縮する専攻を学則上に明記する改正を行った上、平成22年2月12日付け高等教育局長通知「私立大学等の学長決定及び公私立大学等の学則変更等の届出等について」5①キの「その他の学則変更」の手続きを行ってください。学則の記載例は次のとおりです。

(標準修業年限)

第 条 博士前期課程及び修士課程の標準修業年限は、2年とする。

2 前項の規定にかかわらず、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であって、教育研究上の必要があり、かつ、昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育上支障を生じないときは、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、標準修業年限を1年以上2年未満の期間とすることができる。

3 前項の研究科、専攻又は学生の履修上の区分は、次のとおりとする。

〇〇研究科〇〇専攻 修士課程1年コース

〇〇研究科〇〇専攻 博士前期課程1年半修了〇〇専修プログラム

Q 6. 既設の大学院の研究科のサテライトキャンパスを開設したいのですが、どのような手続きが必要ですか。

A 6. 特に手続きの必要はありません。文科省告示第43号「大学が授業の一部を校舎及び附属施設以外の場所で行う場合について定める件」の要件を満たすように留意してください。ただし、当該研究科が完成年度以前であれば設置計画履行状況報告書にて報告することが必要です。校地・校舎の権利変更が伴う場合は、平成22年2月12日付け高等教育局長通知「私立大学等の学長決定及び公私立大学等の学則変更等の届出等について」4の方法及び私学部

参事官室に必要な届出を行ってください。

Q 7. 1 学科（又は 1 専攻）において、複数の学位名称をつけることは可能ですか。

A 7. 制度上は可能ですが、「適切な専攻分野の名称を付記する」（学位規則第10条）と規定されており、当該名称の学位を授与するに足る教育課程、教員組織であることが必要です。

Q 8. 複数学科で構成する学部において、学部全体の定員を定め、学科ごとの定員設定をしないということは可能ですか。

A 8. できません。学科を単位として定めることが必要です（大学設置基準第 18 条第 1 項）。

Q 9. 大学の設置に伴い、開設初年度から 3 年次の編入学生を受け入れることは可能ですか。

A 9. 編入学生を開設初年度から受け入れることは可能です。その場合、開設時に 3 年次の科目を開講できる体制（教員の就任、施設・設備の整備等）が整備されていることが必要です。

Q 10. 入学者に欠員が生じてしまったので、翌年度に募集定員を増員することは可能ですか。

A 10. 当該学年の欠員の範囲内であれば、編入学生や学内の転学部・転学科の受け入れが可能ですが、定員を超える募集や既に定員を充たしている学年に更に受け入れることはできません。（入学者選抜実施要項を参照）

Q 11. 留学生や社会人については、入学定員外において受け入れることができると聞いたのですが、本当ですか。

A 11. そのようなことはできません。一般選抜でも特別選抜でも、留学生や社会人について、通常の募集定員と異なる取扱いをするという事実はありません。

Q 12. 1 単位の授業時間を講義ごとに個別に定めることはできますか。

A 12. 大学設置基準に規定された時間の範囲内（例：講義であれば 15 時間から 30 時間）であれば個別に定めることが可能です。

Q 13. 複数学科で組織する学部において学科によって異なる卒業要件単位数を定めることは可能ですか。

A 13. 可能です。各学科における教育研究上の目的等を実現するために必要な卒業要件を定めることが必要です。

Q 14. 通信教育の開設の認可申請をする際、利用する印刷教材（インターネットで利用するデジタル教材等を含む）は、申請時点ですべて準備している必要がありますか。

A 14. 審査の過程で教材の提出を求める場合があります。必ずしも製本等がされている必要はありませんが、求めに応じて内容を示せる程度の準備ができていることが必要です。

Q 15. 一部の授業科目について、学生の利便を考えて、遠隔配信や講義を収録したビデオの視聴によることとすることは可能ですか。

A 15. その学科が「通学」か「通信教育」かにより異なります。

- ① 「通学」の場合、卒業要件単位中 60 単位まで、多様なメディアを高度に利用して行う授業（「メディアを利用して行う授業」）を履修させることが可能です（大学設置基準第 25 条第 2 項、第 32 条第 5 項）。「通学」ですので、単なる印刷教材等による授業や放送授業は認められません。「メディアを利用して行う授業」の要件は、平成 13 年文部科学省告示第 51 号「大学設置基準第 25 条第 2 項の規定に基づき、大学が履修させることができる授業等について定める件」に規定されています。通信技術や学習支援体制がこの要件を満たさ

ない場合、遠隔授業やインターネットを利用した授業により履修させることはできません。

- ② 「通信教育」の場合、「面接授業」「メディアを利用して行う授業」に加え、「印刷教材等による授業」「放送授業」の計4種類の履修形態が認められています（大学通信教育設置基準第3条第1項）。卒業要件中「20単位以上」を「面接授業」又は「メディアを利用して行う授業」により修得する必要があります（大学通信教育設置基準第6条第2項）。通信技術や学習支援体制が告示の要件を満たす場合、124単位全てを「メディアを利用して行う授業」により修得することも可能である一方、告示の要件を満たすとは認められない場合、その履修形態は104単位（124単位マイナス20単位）分までしか認められないこととなります。

Q16. 通学制の学部において、一部の授業科目についてメディアを利用して授業を行う場合、学則に明記する必要があるでしょうか。

A16. 卒業要件において、大学設置基準第32条第5項の制限がかかりますので、学則やその他の履修規定で明示してください。学生の身分に関わることなので、学則に記載なくメディアを利用して授業を行うことはできません。

（メディアを利用して行う授業）

第 条 メディアを利用して行う授業は、あらかじめ指定した日時にパソコンその他双方向の通信手段によって行う。

2 前項の授業を実施する授業科目については、〇〇規程において定める。

Q17. 通信教育開設の認可申請について、通学制の学部学科を基にして、通学制の教員がそのまま通信教育も併せて担当する構想なのですが、教員審査の省略は可能でしょうか

A17. できません。現在いる専任教員が通信教育を担当するか通信教育を専ら担当する専任教員を新規採用するかにかかわらず、通信教育を担当するすべての専任教員について、教員審査が必要となります。

Q18. 学部の通信教育課程において、スクーリングによる面接やメディアを利用して行う授業等の科目を学則や通信教育規程に明記する必要があるでしょうか。

A18. 卒業要件において、大学通信教育設置基準第6条第2項の制限がかかりますので、学則等で明示してください。学生の身分に関わることなので、面接やメディアを利用して行う授業について学則に記載のないまま、通信教育を実施することはできません。

Q19. 通学制の大学院において、授業科目の授業以外の研究指導も含めて、すべてメディアを利用した授業のみで修得した単位で修了することが可能でしょうか。

A19. 大学院の課程は、授業科目の授業と研究指導の両方が必要で、修士課程の修了要件は、30単位以上の修得と必要な研究指導を受けることです。授業については、大学院設置基準第15条の準用する大学設置基準第25条第2項の方法が可能であり、研究指導を行う授業科目を設定している場合には、それについてもメディアを利用した授業が可能です。しかし、授業科目の授業以外の指導も含めて、すべてメディア利用によって修了させるのであれば、通信教育の開設の認可申請又は届出を行う必要があります。

大学院の中でも専門職大学院においてメディアを利用した授業を行う場合は、それによって「十分な教育効果が得られる専攻分野に関して、当該効果が認められる授業」に限られますので、御注意ください（専門職大学院設置基準第8条第2項）。

Q20. 大学院の通信教育課程において、利用できる授業の方法は、学部と同じでしょうか。

- A20. 修士課程及び博士課程については、学部と同じです。
大学院の中でも専門職大学院の通信教育課程については、「メディアを利用して行う授業」しか認められません（専門職大学院設置基準第9条）。
- Q21. 教職課程の認定申請を後で行おうと考えています。学科の一般教育科目の一部に「教職に関する科目」に該当する授業科目があるのですが、その授業科目の担当教員は設置基準上の必要専任教員数から除かれてしまうのでしょうか。
- A21. 教職課程の専任教員とすることで、設置基準上の必要専任教員から除かなければならないという必要はありません。それぞれの仕組みにおいて、専任教員として数えられます。
- Q22. 大学院の専任教員は学部所属の教員が兼ねることができることになっていますが、当該研究科の基礎となる学部以外の学部にも所属する教員でも大学院担当教員となることができるのでしょうか。
- A22. 可能です。ある学部の学科に所属する専任教員は、1 修士課程と1 博士課程においては重ねてカウントすることができます。しかしながら、その場合、教育研究上の支障が生じないことが必要です。
- Q23. 研究指導教員または研究指導補助教員となれる者は、必ず教授または准教授である必要はありますか。
- A23. 必要はありません。専任の講師あるいは助教であっても相当の業績があれば研究指導教員（又は研究指導補助教員）として認められます。
- Q24. 研究科長になる者は当該研究科に所属する教員のうち研究指導教員として認められた者でなければならない等の要件がありますか。研究科の講義、演習、研究指導を担当しない者であっても研究科長として就任しても問題ないでしょうか。
- A24. そのような要件はありません。大学として研究科長が果たすべき役割を明確にし、その役割を果たせる者であることが必要です。
- Q25. 学部の学科の中に3 領域を設け、主専攻・副専攻制にする場合、専任教員の基準として、大学設置基準第13条関係別表第1の適用は、2以上の学科で組織する場合に該当することとなるのでしょうか。
- A25. 専任教員は、あくまでも学科単位で算定しますので、1 学部1 学科という構成であれば、領域にかかわらず、別表第1 上段の「1 学科で組織する場合の専任教員数」を適用します。領域ごとの必要専任教員数は、大学設置基準上は想定されていません。
- Q26. 専門職大学院の教員における「みなし専任」の要件として、年間6 単位以上を担当することになっていますが、開設1 年目から6 単位担当する必要がありますか。
- A26. 2 年目（つまり、全ての授業科目が開講される完成年度）において、年間6 単位以上という要件を満たしていれば、専任教員としてみなすことができます。
- Q27. 専門職大学院における、いわゆる「みなし専任」とは、企業等に所属している者でも良いのでしょうか。
- A27. いわゆる「みなし専任」とは、専任教員ではない者を、法令の基準上「専任教員」とみなすことです。文科省告示「専門職大学院に関し必要な事項について定める件」第2条第2項の要件を満たしていれば企業等に所属している者であっても「みなし専任」として教員基準に算入することが可能です。
- Q28. 薬学系以外の学部や専門職大学院以外の大学院において、実務家教員を専任教員にするこ

とは可能ですか。

A28. 一般の学部や大学院であっても、実務経験を有する者を専任教員とすることは可能です。ただし、専任教員は原則として専ら当該大学において教育研究活動に従事するもの（大学設置基準第12条第2項）であることが必要です。教育研究上特に必要がある場合で、当該大学における教育研究活動の遂行に支障がないと認められる場合に限り、その他の活動に従事する者を専任教員とすることができます（大学設置基準第12条第3項）。

Q29. 任期付きで契約する教員を専任教員とすることは可能ですか。可能な場合、完成年度までの契約が必要ですか。

A29. 任期を付した契約の教員を専任教員とすることは可能です。必ずしも完成年度までの契約は必要ありませんが、学年進行中に契約が終了する教員については、担当授業科目を含めてその後任が申請時において確定していることが必要です。

Q30. 同じ法人の施設（例えば専門学校が所有している施設）を、実技・実習の施設として利用することは可能ですか。

A30. 大学と専門学校等では、その目的や内容が異なります。大学の教育の目的や内容に相応の施設・設備は、大学として整備することが必要です。その上で、必要に応じて専門学校等の施設・設備を利用することは差し支えありません。

Q31. 研究室について「専任の教員に対しては、必ず備えるものとする」という規定がありますが、面積等の基準や目安はありますか。また、これらは個室として備えなければならないのでしょうか。例えば、複数人でシェアする共同研究室などを研究室として扱うことはできますか。

A31. 研究室の基準面積はありません。利用形態は、必ずしも個室である必要はありませんが、研究執務に専念できる環境でなければなりません。また、オフィスアワーに適切に対応できること等、学生の教育上の観点からも適切な設備であることが必要です。

Q32. 教員免許を取得できる教育課程を考えていますが、附属学校を設置することは必要でしょうか。

A32. その教員免許を取得することが卒業要件になっている場合には、「教員養成に関する学部又は学科」（大学設置基準第39条）として、当該免許種別に対応した附属学校を備える必要があります。教員免許の取得が卒業要件ではなく、開設授業科目外の教職科目の履修により取得可能である場合には、教員養成に関する学部等とはならないので、附属学校は不要です。

Q33. 同一法人が設置する短期大学等と土地や施設を共用することは可能ですか。

A33. 同一法人が設置する短期大学等と土地や施設を共用することについては、特段禁止されていません。ただし、共用部分を含めて実際に保有している面積が、各学校種の必要面積の合計を上回っている必要があります。また、共用により双方の教育研究環境に支障が発生しないことに十分な配慮が必要です。校舎を共用する専門学校や各種学校などで、設置基準以外の都道府県による独自の基準が存在する場合は、当該規定を明示していただく必要があります。

Q34. 設置認可を受けたが、開設後に計画変更が発生した場合、どのような手続が必要ですか。

A34. 認可の翌年度以降に提出する「設置計画履行状況報告書」にて報告してください。ただし、その変更の内容が、認可時の計画より教育研究水準を低下させるものである場合、結果として実態を反映しない計画書を提出したことによる虚偽申請となることがあります。

で、早急に大学設置室まで連絡してください。また、変更前の計画に基づいて大学側が学生等に対して民事上の債務、責任等を負っている場合、変更内容の説明や補償等、適切な対応が必要となります。

Q35. 就任予定した教員が自己都合により就任辞退された場合、どのように対応すればよいでしょうか。

A35. 科目担当が不在にならないように早急に新たな教員を選任してください。辞任した教員が専任の場合、原則として専任教員を補充することが必要です。完成年度以前の場合、専任教員であれば教員審査が必要です。定められた期間に必要な書類を提出し教員審査を受けてください。

Q36. 設置した学部等の完成年度以前（学年進行中）に当該学部等を廃止したり、新たな学科等を追加したり、収容定員を変更することは可能ですか。

A36. 設置認可や届出設置は、ある年の4月1日における「設置行為」を認可するというより、一定の期間を通じた教育研究活動全体を通じて見た「設置計画」を認可するという性質のものであるので、合理的な理由無く変更することは不適切です。ただし、完成年度以前であっても、教育研究活動をより充実させるためなどの明確で合理的な理由がある場合は可能です。

Q37. 収容定員変更届出書を提出したのですが、いつから新しい入学定員で学生募集（募集要項の配布、出願受付、入学試験）は可能なのでしょうか。

A37. 収容定員変更届出に係る学生募集については、文部科学大臣に収容定員変更届出書を提出した日から、当該入学定員で学生募集が可能です。

Q38. 学生募集（募集要項の配布、出願受付、入学試験）を行った後に、収容定員変更届出書を提出し、その募集定員とは異なる入学定員に変更することは可能ですか。

A38. 収容定員変更を行う場合は、必ず、学生募集開始前に収容定員変更届出書を提出してください。学生募集開始後の収容定員変更は、公正・公平な入学者選抜の観点から不適切です。

Q39. 教育課程や学納金に関する学則変更を行いたいのですが、留意すべき点はありますか。

A39. 入学者保護の観点から、教育課程や学納金など学生に直接関わりがある学則変更は、学生募集開始前に行ってください。

○ 大学、大学院、短期大学及び高等専門学校 の設置等に係る認可の基準

(平成十五年三月三十一日文科科学省告示第四十五号)

最終改正 平二二・一一・一〇文科告百七十二

大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置等 に係る認可の基準

第一条 文部科学大臣は、大学、短期大学及び高等専門学校（以下この条及び附則第二項において「大学等」という。）並びに大学院に関する学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号。以下「法」という。）第四条第一項の認可（設置者の変更及び廃止に係るものを除く。次条第一号を除き、以下同じ。）の申請の審査に関しては、法、大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）、高等専門学校設置基準（昭和三十六年文部省令第二十三号）、大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）、短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）、大学通信教育設置基準（昭和五十六年文部省令第三十三号）、短期大学通信教育設置基準（昭和五十七年文部省令第三号）、専門職大学院設置基準（平成十五年文部科学省令第十六号）その他の法令に適合すること及び次に掲げる要件を満たすことを審査の基準とする。

一 大学等及び大学院に関する法第四条第一項の認可の申請を行った者（以下「認可申請者」という。）が設置する大学等における開設前年度から過去四年間（修業年限が六年の学部にあつては過去六年間、短期大学において修業年限が二年の学科にあつては過去二年間、修業年限が三年の学科にあつては過去三年間、高等専門学校にあつては過去五年間）の入学定員に対する入学者の割合の平均（以下「平均入学定員超過率」という。）が一定値未満（大学にあつては学部単位（学部の学科ごとに修業年限が異なる場合には学科単位）で一・三倍未満、短期大学及び高等専門学校にあつては学科単位（学科の専攻課程ごとに修業年限が異なる

場合には専攻課程単位で一・三倍未満）であること。
二 歯科医師、獣医師及び船舶職員の養成に係る大学等の設置若しくは収容定員増又は医師の養成に係る大学等の設置でないこと。

第二条 文部科学大臣は、大学、大学院、短期大学及び高等専門学校（以下この条において「大学等」という。）

に関する法第四条第一項の認可の申請を審査する場合には、認可申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該認可をしないものとする。

- 一 大学等に関する法第四条第一項の認可の申請又は同条第二項の届出において、偽りその他不正の行為があつた者であつて、当該行為が判明した日から起算して五年以内で相当と認める期間を経過していない者
- 二 認可申請者が設置する大学等について、法第四条第三項に規定する命令、法第十五条第一項に規定する勸告又は同条第二項及び第三項に規定する命令（以下この号において「命令等」という。）を受けたにもかかわらず、当該命令等に係る事項の改善が認められない者
- 三 大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則（平成十八年文部科学省令第十二号）第十三条に規定する設置計画の履行の状況が著しく不適当と認められる大学等を設置する者

第三条 文部科学大臣は、法第四条第一項の認可の申請の

うち医師の養成に係る収容定員増に係る学則の変更の認可の申請については、平成二十二年度以降に期間（平成三十六年度までの間の年度間に限る。）を付して医学に関する学部の学科（この条において「医学部」という。）に係る収容定員増を行おうとする大学が、平成二十一年度の当該大学の医学部に係る入学定員及び編入学定員（この項及び第二項において「入学定員等」という。）に次の各号に掲げる増加を行うことにより算出される収容定員増を行おうとするものである場合に限り認可を行うことができる。

一 地域医療再生臨時特例交付金の申請に関して都道府県が策定する地域医療の再生に関する計画に当該大学の医学部に係る入学定員等の増加として記載された人数の増加

二 当該大学の医学部において、他の大学と協力して教育研究を行い、基礎医学及び社会医学に関する優れた研究者の養成を重点的に担おうとする場合の当該医学部における三人以内の増加

三 歯学に関する学部の学科に係る入学定員等の減少に係る学則の変更の認可の申請を行おうとする当該大学の医学部における当該減少の人数以内の増加

2 文部科学大臣は、前項の学則の変更の認可の申請を審査する場合において、当該学則を変更する年度における全国の大学の医学部に係る入学定員等の合計数の見込みが八千九百三十三人を超えない範囲で認可を行うものとする。

3 第一項の認可の申請の審査については、前二条に掲げる基準のほか、当該大学に係る地域における社会的な医師の養成に係る需要に照らした大学の医学部に係る収容定員の状況に照らして行うものとする。

附 則

- 1 この告示は、平成十五年四月一日から施行する。
- 2 大学等及び大学院の設置又は収容定員増の認可の申請のうち、平成十六年度から平成十九年度までの間に開設しようとするものに対する審査については、平均入学定員超過率に係る要件については、平成十九年度までの間、第一条第一号の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる開設年度の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定めるところによるものとする。

計画（次条において「設置計画」という。）を履行するに当たって留意すべき事項（次条において「留意事項」という。）があるとき、当該者に対し、当該事項の内容を通知するものとする。

（履行状況についての報告等）

第十四条 文部科学大臣は、設置計画及び留意事項の履行の状況を確認するため必要があるときは、認可を受けた者又は届出を行った者に対し、その設置計画及び留意事項の履行の状況について報告を求め、又は調査を行うことができる。

（提出部数）

第十五条 この省令の規定による認可申請書（別記様式第一号の一）その他の書類（次項において「認可申請書等」という。）の提出部数は、別表のとおりとする。

2 文部科学大臣は、必要があるときは、認可申請書等以外の書類の提出を求め、又は認可申請書等の一部の提出を免除することができる。

附則

1 この省令は、平成十八年四月一日から施行する。

2 大学の設置等の認可の申請手続等に関する規則（平成三年文部省令第四十六号）は、廃止する。

3 平成二十一年度の私立の大学の収容定員（医学又は歯学に関する学部又は学部の学科に係るものに限る。）に係る学則の変更の認可を受けようとする者は、第七条に定めるもののほか、平成二十年十月二十日から同月三十一日までの間に文部科学大臣に申請することができる。

4 平成二十二年度の私立の大学の収容定員（医学又は歯学に関する学部の学科に係るものに限る。）に係る学則の変更の認可を受けようとする者は、第七条に定めるもののほか、平成二十一年十一月一日から同月十六日までの間に文部科学大臣に申請することができる。

5 平成二十二年度以降に期間（平成三十六年度までの間の年度間に限る。）を付して私立の大学の収容定員（医学に関する学部の学科に係るものに限る。）を七百二十人を超えて増加する学則の変更の認可を受けようとする者は、第七条の各号に掲げる書類に加え、専任教員の氏

名等を記載した書類（附則別記様式）を添えて文部科学大臣に申請するものとする。

6 平成二十三年度の私立の大学の収容定員（医学又は歯学に関する学部の学科に係るものに限る。）に係る学則の変更の認可を受けようとする者は、第七条に定めるもののほか、平成二十二年十一月十日から同月十五日までの間に文部科学大臣に申請することができる。

附則（平一九・三・三〇文科令一〇）

この省令は、平成十九年四月一日から施行し、この省令による第三条の改正規定は、平成十八年四月一日から適用する。ただし、第二条の改正規定は、平成二十年三月一日から施行する。

附則（平二一・二・二七文科令一）

この省令は、平成二十一年三月一日から施行する。

附則（平二一・一・一一文科令三五）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平二二・一・一〇文科令二〇）

この省令は、公布の日から施行する。

五 大学における通信教育の開設の趣旨等を記載した書類

六 教員名簿（別記様式第三号）

七 教員個人調書（別記様式第四号）

八 教員就任承諾書（別記様式第五号）

九 通信教育実施方法説明書（別記様式第八号）

十 通信教育に係る規程

2 大学における通信教育の開設の届出を行うとする者は、届出書（別記様式第一号の二）に前項に掲げる書類（同項第七号及び第八号に掲げるものを除く。）を添えて、通信教育開設年度の前年度の四月一日から十二月三十一日までの間に文部科学大臣に届け出るものとする。この場合において、同項第四号中「申請」とあるのは「届出」とする。

（私立の大学又は高等専門学校）の收容定員に係る学則の変更の認可の申請及び届出

第七条 私立の大学又は高等専門学校の收容定員（通信教育に係るものを除く。）に係る学則の変更の認可を受けようとする者は、認可申請書（別記様式第一号の一）に次に掲げる書類を添えて、当該学則を変更する年度（以下「学則変更年度」という。）の前々年度の三月一日から同月三十一日まで又は前年度の六月一日から同月三十一日までの間に文部科学大臣に申請するものとする。

一 基本計画書（別記様式第二号）

二 校地校舎等の図面

三 学則（変更事項を記載した書類及び新旧の比較対照表を含む。）

四 当該申請についての意思の決定を証する書類

五 学則の変更の趣旨等を記載した書類

六 教員名簿（別記様式第三号）

2 私立の大学の通信教育に係る收容定員に係る学則の変更の認可を受けようとする者は、認可申請書（別記様式第一号の一）に前項並びに第六号第一項第九号及び第十号に掲げる書類を添えて、前項に規定する期間内に文部科学大臣に申請するものとする。

3 私立の大学又は高等専門学校の收容定員（通信教育に

係るものを除く。）に係る学則の変更の届出を行うとする者は、届出書（別記様式第一号の二）に第一項に掲げる書類を添えて、学則変更年度の前年度の四月一日から十二月三十一日までの間に文部科学大臣に届け出るものとする。この場合において、同項第四号中「申請」とあるのは「届出」とする。

4 私立の大学の通信教育に係る收容定員に係る学則の変更の届出を行うとする者は、届出書（別記様式第一号の二）に第一項並びに第六号第一項第九号及び第十号に掲げる書類を添えて、前項に規定する期間内に文部科学大臣に届け出るものとする。この場合において、第一項第四号中「申請」とあるのは「届出」とする。

（大学等の設置者の変更の認可の申請）

第八条 大学等の設置者の変更の認可を受けようとする者は、認可申請書（別記様式第一号の一）に次に掲げる書類を添えて、文部科学大臣に申請するものとする。

一 基本計画書（別記様式第二号）

二 校地校舎等の図面

三 学則（変更事項を記載した書類及び新旧の比較対照表を含む。）

四 当該申請についての意思の決定を証する書類

五 変更の事由及び時期を記載した書類

六 教員名簿（別記様式第三号）

（大学等の廃止の認可の申請及び届出）

第九条 大学等の廃止の認可を受けようとする者は、認可申請書（別記様式第一号の一）に次に掲げる書類を添えて、文部科学大臣に申請するものとする。

一 基本計画書（別記様式第二号）

二 当該申請についての意思の決定を証する書類

三 廃止の事由及び時期並びに学生の処置方法を記載した書類

2 大学等の廃止の届出を行うとする者は、届出書（別記様式第一号の二）及び学則（変更事項を記載した書類及び新旧の比較対照表を含む。）に前項に掲げる書類を添えて、文部科学大臣に届け出るものとする。この場合において、同項第二号中「申請」とあるのは「届出」と

する。

（認可の手続）

第十条 文部科学大臣は、第二条第一項及び第六項、第三条第一項（第四条及び第五条において準用する場合を含む。）及び第六項（第四条において準用する場合を含む。）、第六条第一項並びに第七条第一項及び第二項の申請があった場合には、開設年度、学部等開設年度、研究科等開設年度、学科開設年度、通信教育開設年度又は学則変更年度の前年度の三月三十一日までに当該申請に係る認可をすることが決定し、当該申請をした者に対しその旨を速やかに通知するものとする。

（法第四条第三項の命令の期限）

第十一条 文部科学大臣は、法第四条第二項の届出（次条、第十三条及び第十四条において単に「届出」という。）をした者に対し、法第四条第三項の規定による命令を行う場合には、当該届出があった日から起算して六十日以内にこれを行わなければならない。ただし、当該届出と関連を有する認可の申請が行われている場合においては、この限りでない。

（認可等の公表）

第十二条 文部科学大臣は、法第四条第一項の認可（次条及び第十四条において単に「認可」という。）をした場合又は届出があった場合には、速やかに、その旨、名称、位置、当該認可の申請又は届出の際に提出された基本計画書（別記様式第二号）、校地校舎等の図面、学則、大学の設置等の趣旨等（大学等の設置者の変更にあつては、変更の事由及び時期）を記載した書類及び教員名簿（別記様式第三号。年齢及び月額基本給を除く。）並びに次条に規定する事項その他必要な事項（大学等の廃止の認可をした場合又は届出があった場合にあっては、その旨、名称、位置及び次条に規定する事項その他必要な事項）をインターネットの利用その他適切な方法により公表するものとする。

（留意事項）

第十三条 文部科学大臣は、認可を受けた者又は届出を行った者が当該認可又は届出に係る大学の設置等に関する

規定する期間内に文部科学大臣に提出するものとする。

4 第一項の申請をしようとする者のうち、既設の大学又は学部等（以下この項において「既設大学等」という。）を廃止し、その職員組織等を基に学部等を設置しようとする者は、同項の規定にかかわらず、当該学部等のうち、教育研究上の目的、授与する学位の種類及び分野、教員組織の編制並びに教育課程の編成等が既設大学等と同等であると文部科学大臣が認めるものについては、教員個人調書（別記様式第四号）を提出することを要しない。

5 第一項の申請をしようとする者のうち、大学の学部を設置しようとする者は、同項の規定にかかわらず、当該学部に掲げる学科のうち、当該大学の授与する学位の種類及び分野の変更を伴わないものについては、教員個人調書（別記様式第四号）を提出することを要しない。

6 第一項の申請をしようとする者のうち、あわせて通信教育の開設の認可を受けようとする者は、同項の書類に加え、第六条第一項第九号及び第十号に掲げる書類を、第一項に規定する期間内に文部科学大臣に申請するものとする。

7 学部等の設置の届出を行おうとする者は、届出書（別記様式第一号の二）に第一項に掲げる書類（同項第七号及び第八号に掲げるものを除く。）を添えて、学部等開設年度の前年度の四月一日から十二月三十一日までの間に文部科学大臣に届け出るものとする。この場合において、同項第四号中「申請」とあるのは「届出」とする。

8 前項の届出を行おうとする者のうち、臨床薬学に関する学部又は学部の学科を設置しようとする者は、同項の書類に加え、薬学実務実習施設概要書類を、前項に規定する期間内に文部科学大臣に提出するものとする。

9 第七項の届出を行おうとする者のうち、あわせて通信教育の開設の届出を行おうとする者は、同項の書類に加え、第六条第一項第九号及び第十号に掲げる書類を、第七項に規定する期間内に文部科学大臣に届け出るものとする。

（大学の大学院の設置、研究科等の設置又は大学の大学院の研究科の専攻に係る課程の変更の認可の申請及び届出）

出）

第四条 第三条第一項、第四項から第七項まで及び第九項の規定は、大学の大学院の設置、研究科等の設置又は大学の大学院の研究科の専攻に係る課程の変更の認可の申請及び届出について準用する。この場合において、次の表の第一欄に掲げる規定中同表の第二欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第三欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一欄	第二欄	第三欄
第一項	学部等の設置	大学の大学院の設置、研究科等の設置又は大学の大学院の研究科の専攻に係る課程の変更
第二項	学部等を開設する年度	大学の大学院を設置する年度、研究科等を設置する年度又は大学の大学院の研究科の専攻に係る課程を変更する年度
第三項	学部等を開設する年度	研究科等開設年度
第四項	学部等	大学又は大学の大学院若しくは研究科等
第五項	大学の学部	大学の大学院又は研究科等の
第六項	学部等に設ける学科	大学の大学院の研究科
第七項	学部等の設置	大学の大学院の設置、研究科等の設置又は大学の大学院の研究科の専攻に係る課程の変更
第八項	学部等開設年度	研究科等開設年度

（高等専門学校の学科の設置の認可の申請及び届出）

第五条 第三条第一項、第四項及び第七項の規定は、高等専門学校の学科の設置の認可の申請及び届出について準用する。この場合において、次の表の第一欄に掲げる規定中同表の第二欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第三欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一欄	第二欄	第三欄
第一項	学部等の設置	高等専門学校の学科の設置
第二項	学部等を開設する年度	高等専門学校の学科を開設する年度
第三項	大学又は学部等	高等専門学校の学科
第四項	既設大学等	既設高等専門学校
第五項	学部等を開設する年度	高等専門学校の学科を開設する年度
第六項	教育研究上の目的、授与する学位の種類及び分野、教員組織の編制並びに	教育上の目的、学科の分野、教員組織の編制及び
第七項	学部等開設年度	高等専門学校の学科の開設年度

第六条 （大学における通信教育の開設の認可の申請及び届出）
大学における通信教育の開設の認可を受けようとする者（第二条第六項及び第三条第六項に規定するものを除く。）は、認可申請書（別記様式第一号の二）に次に掲げる書類を添えて、当該通信教育を開設する年度（以下「通信教育開設年度」という。）の前年度の五月一日から同月三十一日までの間に文部科学大臣に申請するものとする。

- 一 基本計画書（別記様式第二号）
- 二 校地校舎等の図面
- 三 学則（変更事項を記載した書類及び新旧の比較対照表を含む。）
- 四 当該申請についての意思の決定を証する書類

○ 大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則

(平成十八年三月三十一日文科科学省令第十二号)
最終改正 平二二・一一・一〇文科令二〇

(定義)

第一条 この省令において「大学の設置等」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 大学又は高等専門学校
 - 二 大学の学部、短期大学の学科又は私立の大学の学部の学科(以下「学部等」という。)の設置
 - 三 大学の大学院の設置、大学の大学院の研究科若しくは研究科の専攻(以下「研究科等」という。)の設置又は大学の大学院の研究科の専攻に係る課程の変更
 - 四 高等専門学校
 - 五 大学における通信教育の開設
 - 六 私立の大学又は高等専門学校の収容定員に係る学則の変更
 - 七 大学若しくは高等専門学校又は大学の学部、大学の大学院若しくは大学院の研究科若しくは短期大学の学科(以下「大学等」という。)の設置者の変更
 - 八 大学等の廃止
- 第二条** 大学又は高等専門学校の設置の認可を受けようとする者は、認可申請書(別記様式第一号の一)に次に掲げる書類を添えて、当該大学又は高等専門学校を開設する年度(以下「開設年度」という。)の前々年度の三月一日から同月三十一日までの間に文部科学大臣に申請するものとする。
- 一 基本計画書(別記様式第二号)
 - 二 校地校舎等の図面
 - 三 学則
 - 四 当該申請についての意思の決定を証する書類
 - 五 大学又は高等専門学校の設置の趣旨等を記載した書類

- 六 教員名簿(別記様式第三号)
 - 七 教員個人調書(別記様式第四号)
 - 八 教員就任承諾書(別記様式第五号)
- 二 前項の申請をした者のうち、医科大学(医学又は歯学に関する学部又は学部の学科を設置する大学をいう。以下この項において同じ。)を設置しようとする者は、同項の書類に加え、次に掲げる書類を、同項に規定する期間内に文部科学大臣に提出するものとする。
- 一 附属病院所在地域の概況説明書(別記様式第六号)
 - 二 附属病院の医師、歯科医師、看護師等の配置計画書(別記様式第七号)
 - 三 関連教育病院(医科大学と連携して学生の臨床教育等に当たる病院をいう。)の概要等を記載した書類(関連教育病院を利用する場合に限る。)
- 三 第一項の申請をした者のうち、薬学に関する学部又は学部の学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの(以下「臨床薬学に関する学部又は学部の学科」という。)を設置する大学を設置しようとする者は、同項の書類に加え、大学設置基準(昭和三十一年文部省令第二十八号)第三十九条の二に規定する薬学実務実習に必要な施設の概要等を記載した書類(以下「薬学実務実習施設概要書類」という。)を、同項に規定する期間内に文部科学大臣に提出するものとする。
- 四 第一項の申請をした者のうち、既設の大学、学部等、大学の大学院又は研究科等(以下この項において「既設大学等」という。)を廃止し、その職員組織等を基に大学を設置しようとする者は、同項の規定にかかわらず、当該大学に置く学部等又は研究科等のうち、教育研究上の目的、授与する学位の種類及び分野、教育組織の編成並びに教育課程の編成等が既設大学等と同等であると文部科学大臣が認めるものについては、教員個人調書(別記様式第四号)を提出することを要しない。
- 五 第一項の申請をした者のうち、既設の高等専門学校又は高等専門学校の学科(以下この項において「既設高等専門学校等」という。)を廃止し、その職員組織等を基

に高等専門学校を設置しようとする者は、同項の規定にかかわらず、当該高等専門学校に置く学科のうち、教育上の目的、学科の分野、教員組織の編成及び教育課程の編成等が既設高等専門学校等と同等であると文部科学大臣が認めるものについては、教員個人調書(別記様式第四号)を提出することを要しない。

六 第一項の申請をしようとする者のうち、あわせて通信教育の開設の認可を受けようとする者は、同項の書類に加え、第六条第一項第九号及び第十号に掲げる書類を、第一項に規定する期間内に文部科学大臣に申請するものとする。

第三条 学部等の設置の認可の申請及び届出

学部等の設置の認可を受けようとする者は、認可申請書(別記様式第一号の一)に次に掲げる書類を添えて、当該学部等を開設する年度(以下「学部等開設年度」という。)の前年度の五月一日から同月三十一日までの間に文部科学大臣に申請するものとする。

- 一 基本計画書(別記様式第二号)
- 二 校地校舎等の図面
- 三 学則(変更事項を記載した書類及び新旧の比較対照表を含む。)
- 四 当該申請についての意思の決定を証する書類
- 五 学部等の設置の趣旨等を記載した書類
- 六 教員名簿(別記様式第三号)
- 七 教員個人調書(別記様式第四号)
- 八 教員就任承諾書(別記様式第五号)

二 前項の申請をしようとする者のうち、医学又は歯学に関する学部又は学部の学科を設置しようとする者は、同項の書類に加え、前条第二項に掲げる書類を、前項に規定する期間内に文部科学大臣に提出するものとする。この場合において、前条第二項第三号中「医科大学」とあるのは「医学又は歯学に関する学部又は学部の学科」とする。

三 第一項の申請をしようとする者のうち、臨床薬学に関する学部又は学部の学科を設置しようとする者は、同項の書類に加え、薬学実務実習施設概要書類を、第一項に